

改正個人情報保護法の 方向性と影響

弁護士・ひかり総合法律事務所

国立情報学研究所客員教授

大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授

板倉陽一郎

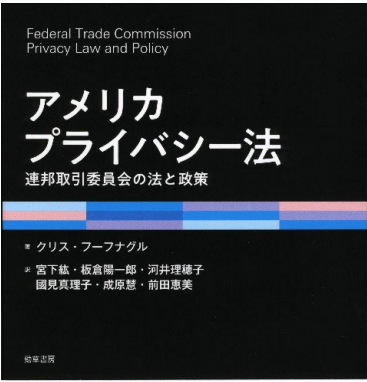
アジェンダ

- 1 現行法の研究活動に関する定め
- 2 令和8年改正の研究活動への影響
- 3 データ利活用法制による研究活動への影響

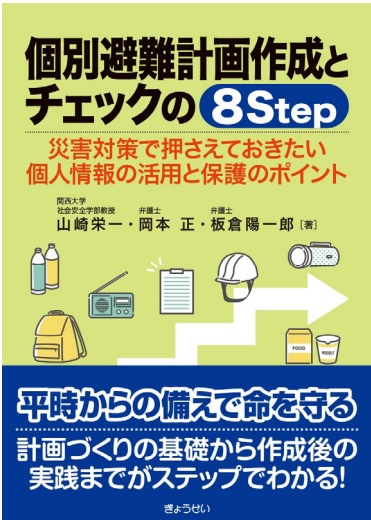
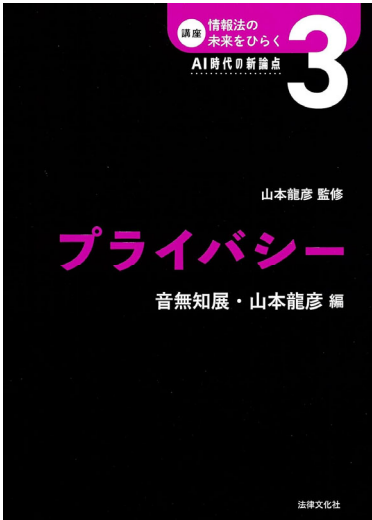
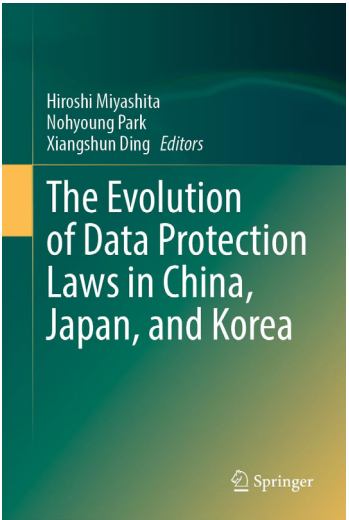
自己紹介

- 2002年慶應義塾大学総合政策学部卒，2004年京都大学大学院情報学研究科社会情報学専攻修士課程修了，2007年慶應義塾大学法務研究科（法科大学院）修了。2008年弁護士（ひかり総合法律事務所）。2016年4月よりパートナー弁護士。
- 2010年4月より2012年12月まで消費者庁に出向（消費者制度課個人情報保護推進室（現・個人情報保護委員会事務局）政策企画専門官）。2017年4月より2026年3月まで理化学研究所革新知能統合研究センター社会における人工知能研究グループ客員主管研究員，2018年5月より国立情報学研究所客員教授。2020年5月より大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授。2021年4月より国立がん研究センター研究所医療AI研究開発分野客員研究員・外来研究員。2023年9月より早稲田大学次世代ロボット研究機構AIロボット研究所客員上級研究員（研究院客員教授）。
- 総務省・持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ委員，こども家庭庁・こども・子育て分野における生成AI利用等に係る調査研究における有識者検討委員会委員，総務省・情報通信法学研究会構成員等。
- 法とコンピュータ学会理事，日本メディカルAI学会監事，一般社団法人データ社会推進協議会監事等。

近著

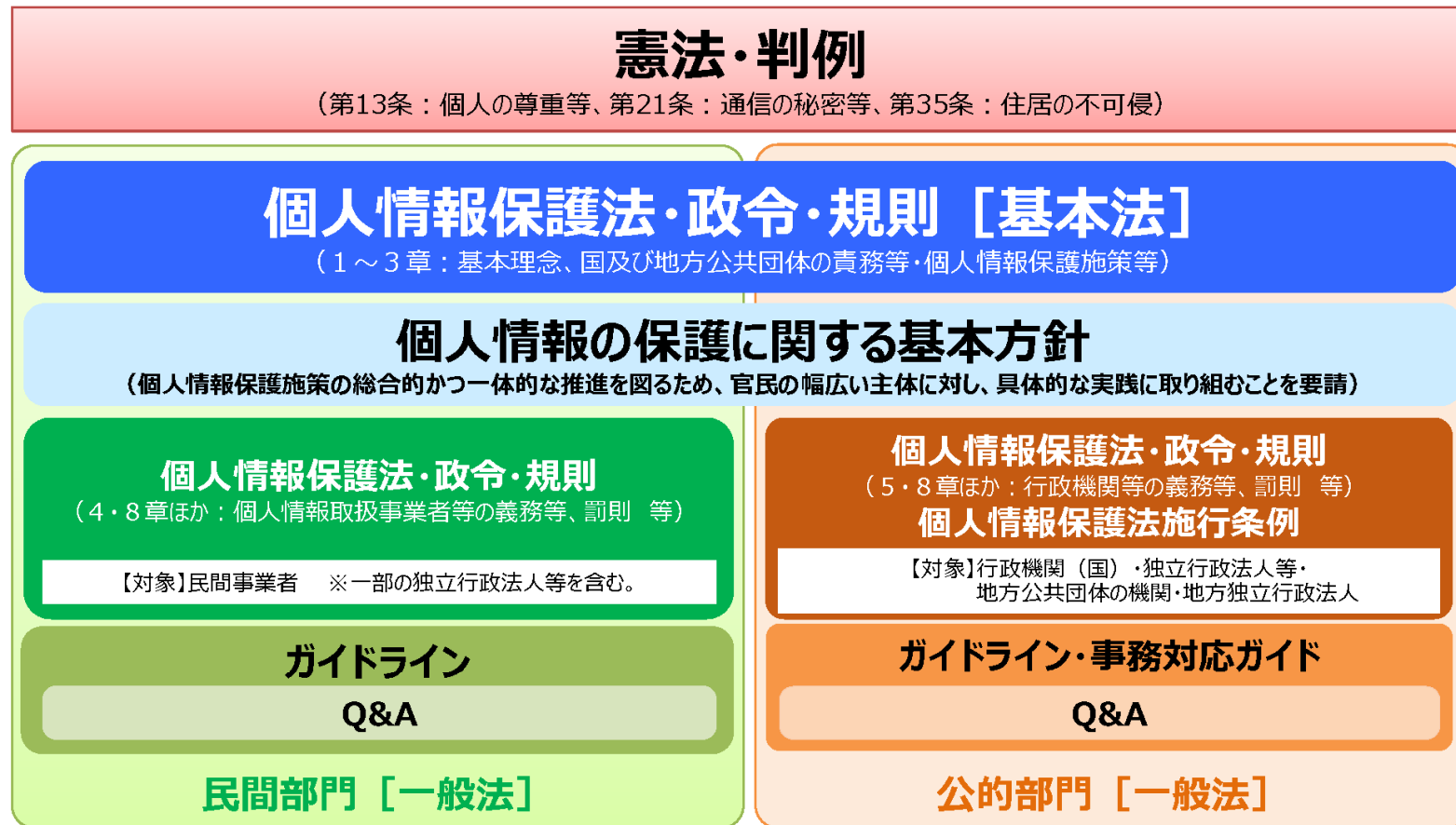


法制度、判例、連邦取引委員会による政策を詳説。実践的アプローチ、豊富な事例で複雑な法体系を理解する。わが国では十分な研究の蓄積がない分野(子どものプライバシー、金融プライバシー等)についても詳説する。



1 現行法の研究活動に関する定め

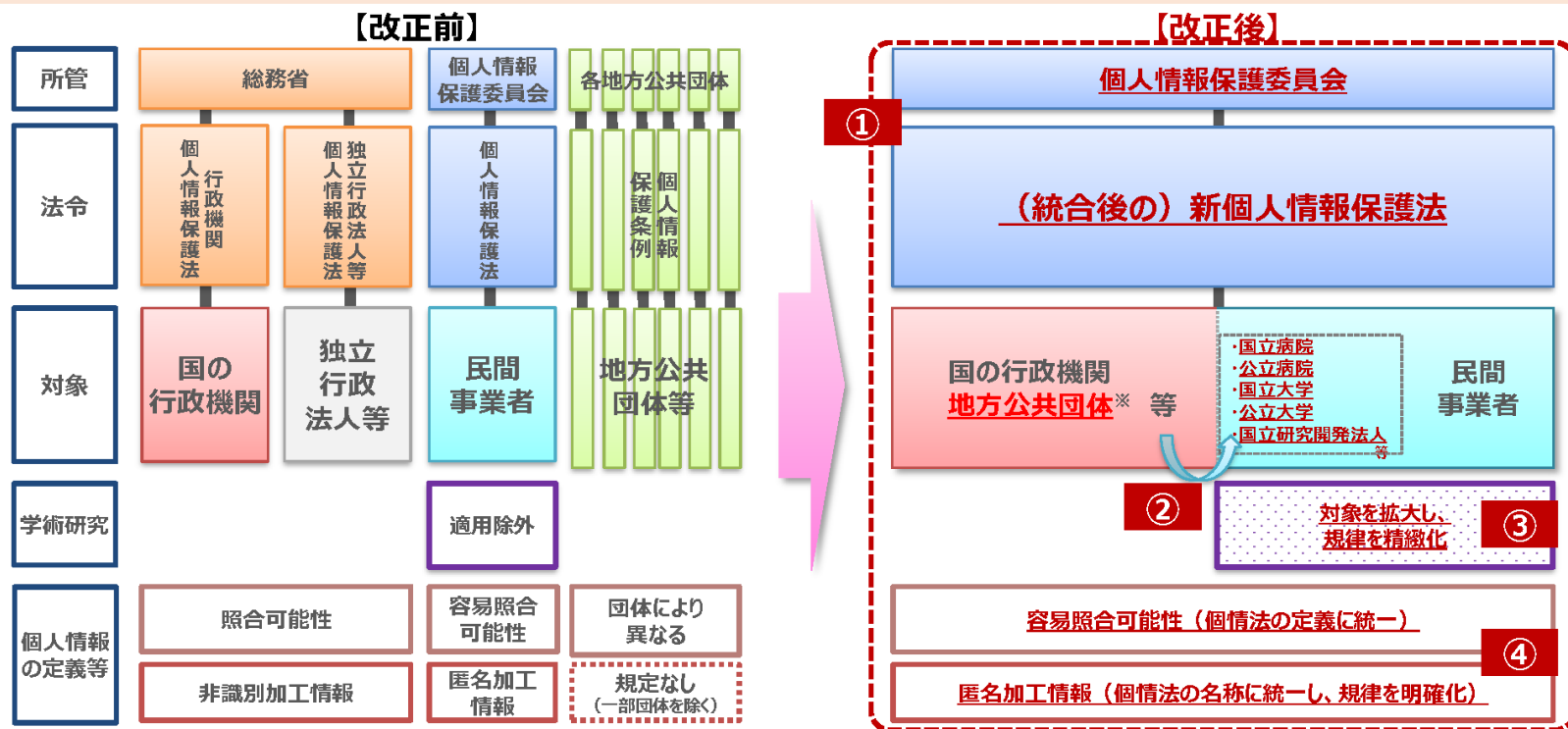
1-7. 個人情報保護法の全体像



- 注1 個人番号（マイナンバー）や医療分野等においては、上記一般法に優先して適用される**特別法**も遵守する必要。
- 注2 金融関連分野、医療関連分野や情報通信分野等の**特定分野**においては、上記ガイドライン等のほか、当該分野ごとのガイドライン等も遵守する必要。
- 注3 独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の一部である**国公立の病院・大学等の法人又は業務**については、基本的には民間部門の規律が適用されるが、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律については、公的部門の規律が適用。
- 注4 民間部門においては、対象事業者に対する苦情処理、情報提供や指導等を行う**認定個人情報保護団体**に対し、対象事業者における個人情報等の適正な取扱いに関する自主的なルール（**個人情報保護指針**）を作成する努力義務があり、対象事業者は当該指針も遵守する必要。
- 注5 EU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データについては、上記法令及びガイドライン等のほか、**補完的ルール**も遵守する必要。

1-4-4. 令和3年改正法の概要②：全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、統合後の法律を適用し、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



3-3. 民間部門に適用される規律について

【個人情報】

生存する個人に関する情報で、
特定の個人を識別することができるもの
(例：1枚の名刺)

① 取得・利用に関するルール

- ・ 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- ・ 利用目的を通知又は公表する。
- ・ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。
- ・ 要配慮個人情報の取得は、原則として、あらかじめ本人から同意を得る。
- ・ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しない。
- ・ 苦情等に適切・迅速に対応する。

【個人データ】

個人情報データベース等を構成する
個人情報

→体系的に構成（分類・整理等）され、
容易に検索できる個人情報

(例：名刺管理ソフト内の1枚の名刺)

② 保管・管理に関するルール

- ・ データ内容を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは消去するように努める。
- ・ 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
- ・ 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。
- ・ 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。

③ 第三者提供に関するルール

- ・ 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- ・ 外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。
- ・ 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。

【保有個人データ】

開示、訂正、利用停止、消去等の
権限を有する個人データ

④ 公表事項・開示請求等への対応に関するルール

- ・ 事業者の名称や利用目的、開示等手続などの事項を公表する。
- ・ 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。

4-5. 公的部門に適用される規律について

【個人情報】

生存する個人に関する情報で、
特定の個人を識別することができるもの

（例：1枚の名刺）

① 保有・取得に関するルール

- ・ 法令（条例を含む）の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、保有する。
- ・ 利用目的について、具体的かつ個別的に特定する。
- ・ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有できない。
- ・ 直接書面に記録された個人情報を取得するときは、本人に利用目的をあらかじめ明示する。
- ・ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。
- ・ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しない。
- ・ 苦情等に適切・迅速に対応する。

【保有個人情報】

役職員が職務上作成・取得し、役職員が
組織的に利用するものとして保有する、
行政文書、法人文書又は地方公共
団体等行政文書に記録されるもの

→体系的に構成（分類・整理等）され、
容易に検索できる個人情報のみならず、
いわゆる散在情報も含む

② 保管・管理に関するルール

- ・ 過去又は現在の事実と合致するよう努める。
- ・ 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
- ・ 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。
- ・ 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。

③ 利用・提供に関するルール

- ・ 利用目的以外のために自ら利用又は提供してはならない。
- ・ 外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。

④ 開示請求等への対応に関するルール

- ・ 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。

【個人情報ファイル】

容易に検索できるよう体系的に構成
したもの（電算機又はマニュアル処理）

⑤ 通知・公表等に関するルール

- ・ 個人情報ファイルを保有する場合に委員会へ通知する。
- ・ 個人情報ファイル簿を作成・公表する。

第三者提供（例外）

個人情報保護法

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2～6 （略）

GL通則編3-1-5

（1）法令に基づく場合（法第18条第3項第1号関係）

法令に基づく場合は、法第18条第1項又は第2項の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

事例1）警察の捜査関係事項照会に対応する場合（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項）

事例2）裁判官の発する令状に基づく捜査に対応する場合（刑事訴訟法第218条）

事例3）税務署の所得税等に関する調査に対応する場合（国税通則法（昭和37年法律第66号）第74条の2他）

事例4）製造・輸入事業者が消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第39条第1項の規定による命令（危害防止命令）を受けて製品の回収等の措置をとる際に、販売事業者が、同法第38条第3項の規定に基づき製品の購入者等の情報を当該製造・輸入事業者に提供する場合

事例5）弁護士会からの照会に対応する場合（弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2）

事例6）保健所が行う積極的疫学調査に対応する場合（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条第1項）

事例7）災害発生時の停電復旧対応の迅速化等のため、経済産業大臣の求めに応じて、一般送配電事業者が、関係行政機関又は地方公共団体の長に対して必要な情報を提供する場合（電気事業法（昭和39年法律第170号）第34条第1項）

第三者提供（例外）

GL通則編3-6-1

(5)学術研究機関等（※1）が個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く（※2）。）（法第27条第1項第5号関係）

事例1) 顔面の皮膚病に関する医学論文において、症例に言及する場合であって、写真全体にモザイク処理を施す等の対応をすることにより当該論文による研究成果の公表の目的が達せられなくなるとき
事例2) 実名で活動する特定の作家の作風を論ずる文学の講義において、当該作家の実名を含む出版履歴に言及する場合であって、作家の実名を伏せることにより当該講義による教授の目的が達せられなくなるとき

（※1）「学術研究機関等」については、2-18（学術研究機関等）を参照のこと。

（※2）「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」には、個人データを第三者に提供することはできない。この場合、個人の権利利益を不当に侵害しないような措置を講ずるなど適切に処理する必要がある。この点、学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ず、個人データを提供する場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、提供する個人データの範囲を限定するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。

(6)学術研究機関等（※1）が個人データを提供する場合であり、かつ、当該学術研究機関等と共同して学術研究を行う第三者（学術研究機関等であるか否かを問わない。）に当該個人データを学術研究目的（※2）で提供する場合（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く（※3）。）（法第27条第1項第6号関係）

（※1）「学術研究機関等」については、2-18（学術研究機関等）を参照のこと。

（※2）「学術研究目的」については、2-19（学術研究目的）を参照のこと。

（※3）「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」には、個人データを第三者に提供することはできない。この場合、個人の権利利益を不当に侵害しないような措置を講ずるなど適切に処理する必要がある。この点、学術研究目的で個人データを提供する必要があつて、学術研究機関等と共同して学術研究を行う場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、提供する個人データの範囲を限定するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。

(7)学術研究機関等（※1）が個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的（※2）で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く（※3）。）（法第27条第1項第7号関係）

（※1）「学術研究機関等」については、2-18（学術研究機関等）を参照のこと。

（※2）「学術研究目的」については、2-19（学術研究目的）を参照のこと。

（※3）「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」には、個人データを第三者に提供することはできない。この場合、個人の権利利益を不当に侵害しないような形で当該個人データを加工するなど適切に処理する必要がある。この点、学術研究目的で個人データの提供を受ける必要がある場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、提供する個人データの範囲を限定するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。

3-9-1. 学術研究例外と学術研究機関等の責務①

R3改正法で新設

個人情報保護委員会「個人情報保護法の基本」（令和5年9月）

■ 学術研究機関等（法第16条第8項・ガイドライン（通則編）2-18）

➤ 「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

- 「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」とは、国公立・私立大学、公益法人等の 研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」をいい、「それらに属する者」とは、国公立・私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等をいう。
- なお、民間団体付属の研究機関等における研究活動についても、当該機関が学術研究を主たる目的とするものである場合には、「学術研究機関等」に該当する。
- 一方で、当該機関が単に製品開発を目的としている場合は「学術研究を目的とする機関又は団体」には該当しないが、製品開発と学術研究の目的が併存している場合には、主たる目的により判断する。

■ 「学術研究目的」（ガイドライン（通則編）2-19）

- 「学術」とは、人文・社会科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究であり、あらゆる学問分野における研究活動及びその所産としての知識・方法の体系をいい、具体的活動としての「学術研究」としては、新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用法の体系化、先端的な学問領域の開拓などをいう。
- なお、製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究目的とは解されない。

3-9-2. 学術研究例外と学術研究機関等の責務②

学術研究例外

- 学術研究機関等による学術研究目的の個人情報等の取扱いは、安全管理措置等の義務を課すが、一般の個人情報取扱事業者が遵守する以下の規制については、**例外規定**が適用される。
 - **利用目的による制限**（法第18条第3項第5号及び第6号・ガイドライン（通則編）3-1-5）
 - **要配慮個人情報の取得の制限**
（法第20条第2項第5号及び第6号・ガイドライン（通則編）3-3-2）
 - **個人データの第三者提供の制限**
（法第27条第1項第5号、第6号及び第7号・ガイドライン（通則編）3-6-1）
 - **外国第三者への提供制限**（法第28条・ガイドライン（外国第三者提供編））
 - **第三者提供時の確認・記録義務**
（法第29条及び第30条・ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編））
- これらの規制が例外的に除外されるためには、「学術研究目的で取り扱う必要がある」場合であって、「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」に当たらないことが必要。

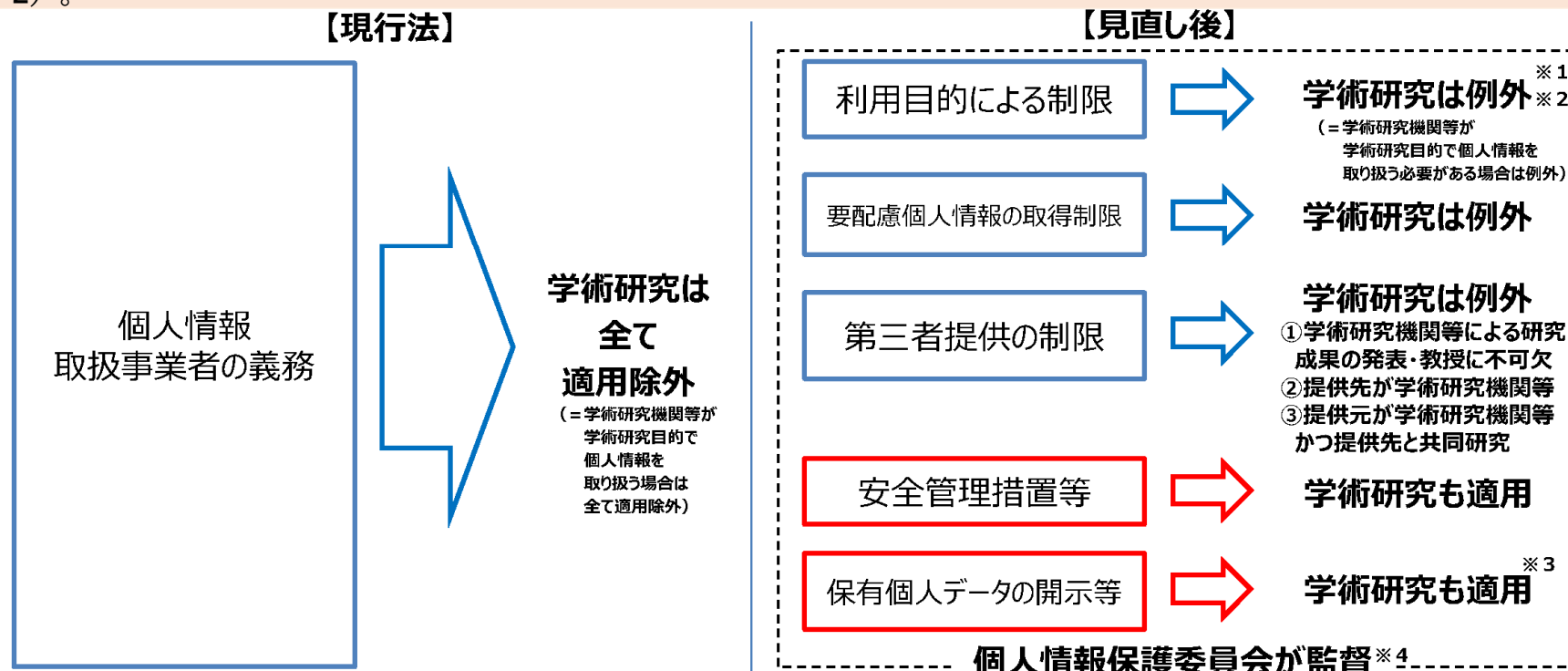
3-9-3. 学術研究例外と学術研究機関等の責務③

学術研究機関等の責務

- 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、**その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。**（法第59条・ガイドライン（通則編）7）
- 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性に鑑みれば、学術研究機関等の自律的な判断を原則として尊重する必要があると考えられる。このため、学術研究機関等が、個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範を単独又は共同して策定・公表した場合であって、当該自主規範の内容が個人の権利利益の保護の観点から適切であり、その取扱いが当該自主規範にのっとっているときは、法第149条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報保護委員会は、これを尊重する。
- ただし、自主規範にのっとった個人情報の取扱いであっても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、原則として、個人情報保護委員会は、その監督権限を行使する。

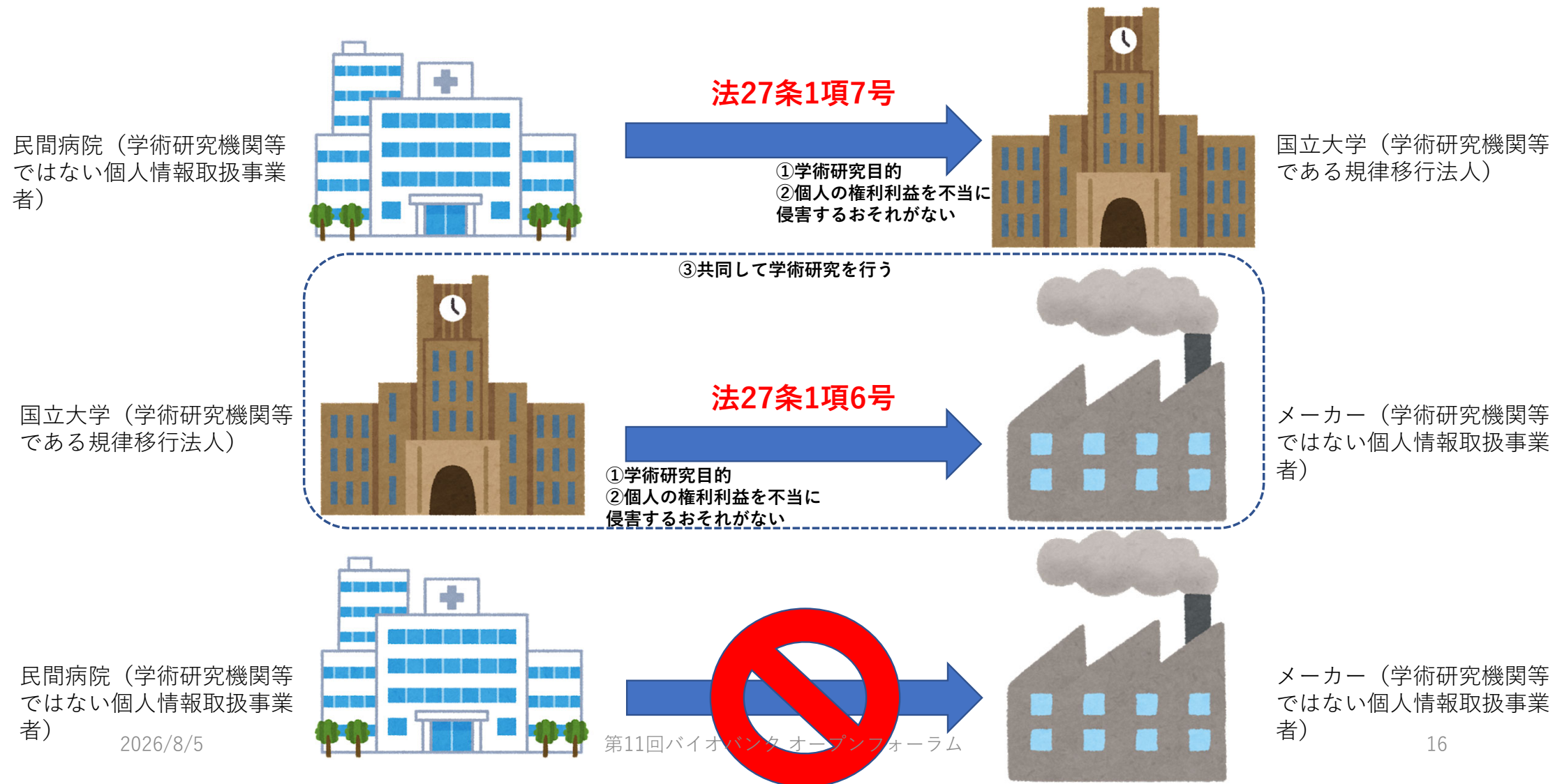
学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

- ・ EUから日本の学術研究機関等に移転された個人データについてもGDPRに基づく十分性認定を適用可能とすることを視野に、一元化を機に、現行法の学術研究に係る一律の適用除外規定を見直すこととし、**個別の義務規定ごとに学術研究に係る例外規定を精緻化**する。
- ・ 学術研究機関等が、個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範を単独又は共同して策定・公表した場合であって、当該自主規範の内容が個人の権利利益の保護の観点から適切であり、その取扱いが当該自主規範にのっとっているときは、法第146条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報保護委員会は、これを尊重する（GL通則編7-2）。



- ※1 学術研究機関等：大学（私立大学、国公立大学）、学会、国立研究開発法人 等（下線は今回追加されるもの）
- ※2 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合（例：民事上の不法行為となり差止請求が認められるような場合）は、例外とならない
- ※3 国公立大学及び国立研究開発法人の場合は、保有個人情報の開示等については行政機関と同じ規律を適用
- ※4 利用目的の特定・公表（17条・21条）不適正利用・取得の禁止（19条・20条）漏えい報告（26条）も適用

学術研究例外を用いた提供



2 令和8年改正の研究活動への影響

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（概要）

個人情報保護委員会
「個人情報保護法等
の一部を改正する法
律案について」（令
和8年4月）

趣 旨

デジタル技術の急速な進展に伴い、個人情報を含むデータの利活用に対する需要が高まっている一方で、個人情報の違法な取扱いにより個人の権利利益が侵害されるリスクも高まっている。これらを踏まえ、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」（令和7年6月13日閣議決定）等に基づき、個人の権利利益の適切な保護を図るとともに、AI活用にも資する円滑なデータ連携を促進するための所要の措置を講ずる。

改正内容

1. 適正なデータ利活用の推進

- 個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成（※）にのみ利用される場合は本人同意を不要とする。
※ 統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。（第30条の2、第31条の3）
- 目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規制について、
・ 取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を書しないことが明らかな取扱いである場合は本人同意を不要とする。
・ 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために取り扱う場合における同意取得困難性要件を緩和する。
・ 学術研究例外の対象である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体が含まれることを明示する。（第16条第9項、第18条第3項、第20条第2項、第27条第1項）

影響大

2. リスクに適切に対応した規律

- 16歳未満の者が本人である場合、同意取得や通知等について当該本人の法定代理人を対象とすることを明文化し、当該本人の保有個人データの利用停止等請求の要件を緩和するとともに、未成年者の個人情報等の取扱い等について、本人の最善の利益を優先して考慮すべき旨の責務規定を設ける。（第35条第9項、第10項、第40条の2、第58条の3）
- 顔特徴データ等について、その取扱いに関する一定の事項の周知を義務化し、利用停止等請求の要件を緩和するとともに、オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止する。（第21条の2、第27条第2項、第35条第7項、第8項）
- データ処理等の委託を受けた事業者について、委託された個人データ等の適正な取扱いに係る義務の見直しを行う。（第30条の3、第58条の2）
- 漏えい等発生時について、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、本人への通知義務を緩和する。（第26条第2項）

影響大

影響大

3. 不適正利用等防止

- 個人情報ではないが、特定の個人に対する働きかけが可能となる情報について、不適正利用及び不正取得を禁止する。（第31条の2）
- 本人の求めにより提供を停止すること等を条件に同意なく第三者提供を可能とする制度（オプトアウト制度）について、提供先の身元及び利用目的の確認を義務化する。（第27条第7項）

4. 規律遵守の実効性確保のための規律

- 速やかに違反行為の是正を求めることができるよう命令の要件を見直し、さらに、本人に対する違反行為に係る事実の通知又は公表等の本人の権利利益の保護のために必要な措置をとるよう勧告・命令することも可能とする。（第148条）
- 違反行為を補助等する第三者に対して当該違反行為の中止のために必要な措置等をとるよう要請する際の根拠規定を設ける。（第148条の2）
- 個人情報データベース等の不正提供等に係る罰則について加害目的の提供行為も処罰対象とするとともに法定刑を引き上げ、また、詐欺行為等により個人情報を不正に取得する行為に対する罰則を設ける。（第178条～第180条）
- 経済的誘因のある、大量の個人情報の取扱いによる悪質な違反行為を実効的に抑止するため、重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付を命ずることとする。（第148条の3～第148条の17）

施行期日

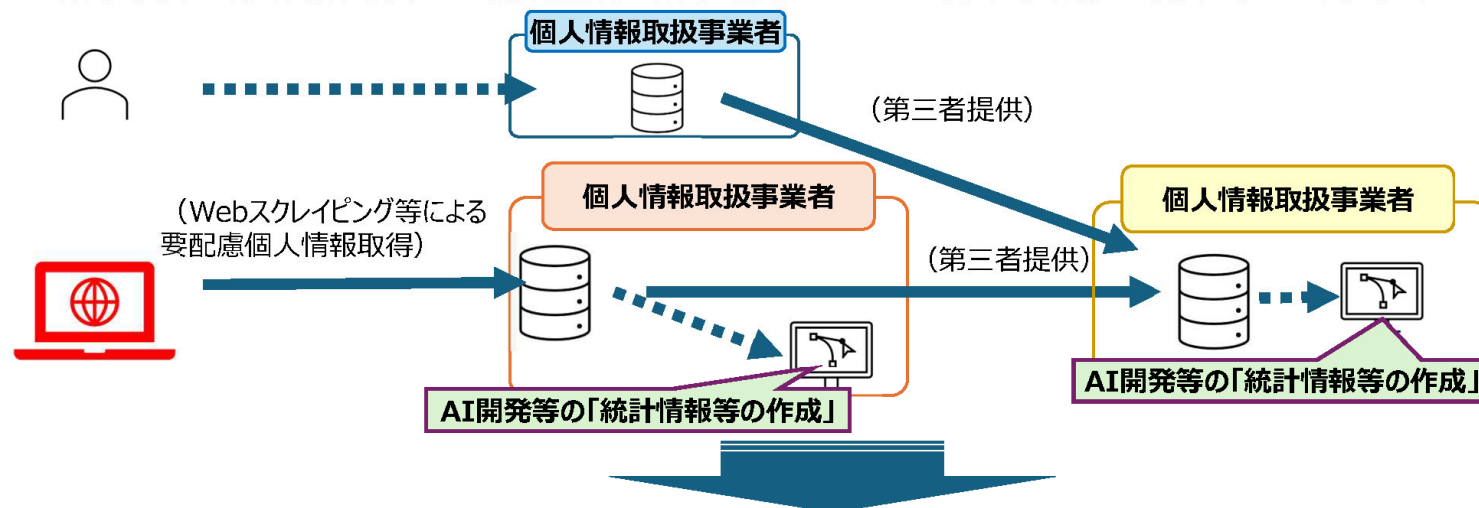
原則として公布の日から起算して2年を超えない範囲内

※ その他、公的部門に対する規律、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」においても、所要の措置（16歳未満の者の個人情報等の取扱い等）を講ずる。

第 1 1 統計作成等

- 現行規定では、信仰・病歴・犯罪歴などの差別につながり得る情報（要配慮個人情報）の取得（法第20条第2項）、個人データの第三者への提供（法第27条第1項）等については、例外規定に該当する場合を除き、本人の同意が必要。

- ✓ 統計情報等の作成のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっている。
- ✓ 特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ない。



統計情報等の作成^(*1)にのみ利用されることが担保されていること等を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供^(*2)及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能とする^(*3)。また、行政機関等の取り扱う保有個人情報についても同様に、利用目的以外の目的のための提供に係る「統計の作成」の例外規定の対象を、統計情報等の作成に拡大する。

*1 統計作成等であると整理できる AI 開発等を含む。

*2 当初に特定した利用目的(法第17条)の達成に必要な範囲を超える第三者提供を含む。また、当該提供により提供先が本人同意なく要配慮個人情報を取得することも可能とする。

*3 具体的な対象範囲や公表事項等は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定。

「統計情報等の作成」にのみ利用されることを担保するための規律

- 一定の事項の公表（氏名・名称（取得者〔要配慮個人情報取得〕/提供元・提供先〔第三者提供〕）、行おうとする「統計情報等の作成等」の内容等）
- 「統計情報等の作成」のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意〔第三者提供〕
- 取得者及び提供先は目的外の利用及び第三者提供が禁止される〔要配慮個人情報取得^(*4)、第三者提供〕等

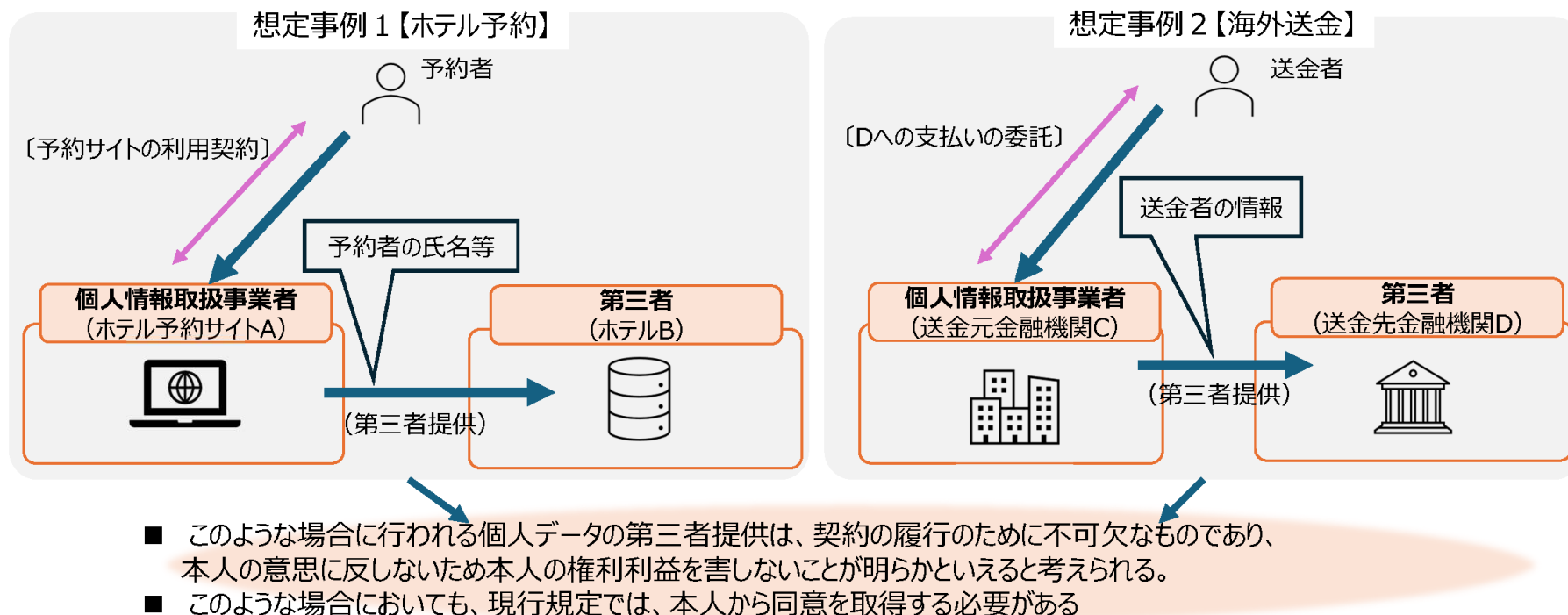
*4 「取得者」が、本例外規定に基づき第三者提供をすることは可能。

研究活動への影響

- 研究目的の統計情報等の作成に用いることができる
 - 研究目的例外（特に個人データの第三者提供に関するもの）を用いても良い
 - 統計情報等の作成のためのスキームの選択肢が増えるということになる。学術研究機関等以外に提供する場合の共同研究の縛り（法27条1項6号）がない反面、法定の公表事項は生じる（具体的には規則委任）
 - ゲノム情報については仮名加工情報・匿名加工情報が全く使えなかったもので（個人識別符号は「全て」削除又は置き換え）、非常に期待されている

第1 2 (1) 取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱い

- 現行規定では、個人データの第三者への提供（法第27条第1項）等については、例外規定に該当する場合を除き、本人の同意が必要。



個人データの第三者提供等(*1)が、当該個人データの取得の状況からみて**本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合(*2)**について、**本人の同意を不要とする。**

2026/8/5 *1 個人情報の当初の目的外の利用(法第18条第3項)、信仰・病歴・犯罪歴などの差別につながり得る情報(要配慮個人情報)の取得(法第20条第2項)も含む。

*2 具体的な対象範囲は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定。

研究活動への影響

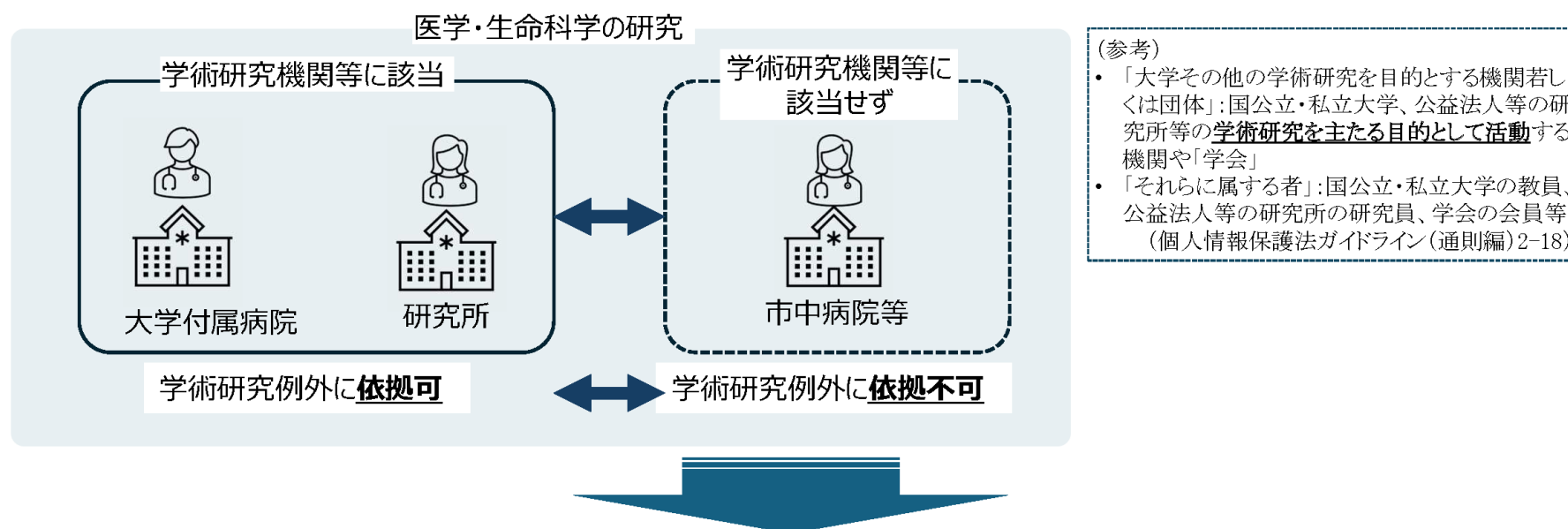
- 何らかの契約に基づくデータを研究活動「にも」使いたい場合、「契約の履行のために不可欠」であることはほぼないため、そのまま研究活動に使えるということは考え難い。
- 他方で、特に医療分野の一次利用については契約（診療契約）の履行のために不可欠な範囲で、個人データの第三者提供を含め個人情報適切に取り扱えるようになるため、医療情報の集積には資する
 - 繰り返したが、直接、研究活動に使えるわけではない。二次利用には別のスキームが必要

第1 2（3）病院等による学術研究目的での個人情報の取扱い

- 現行規定では、個人情報の当初の目的外の利用（法第18条第3項）、信仰・病歴・犯罪歴などの差別につながり得る情報（要配慮個人情報）の取得（法第20条第2項）、個人データの第三者への提供（法第27条1項）については、原則、本人から同意を取得することが必要。
- 学術研究を目的としてこれらの行為を行う場合には、本人同意が不要となり得るが（学術研究例外）、当該例外が適用される主体は、「学術研究機関等」^{（*1）}のみであり、病院等は含まれていない。

*1 「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。」（法第16条第8項）

- ✓ 医学・生命科学の研究においては、研究対象となる診断・治療の方法に関する臨床症例の分析が必要不可欠。
- ✓ 病院等の医療の提供を目的とする機関又は団体による研究活動が広く行われている実態。



「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体^{（*2）}が含まれることを明示する。

病院等による学術研究目的での個人情報の取扱い

第二条

9 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体 （医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（第五十八条第二項において「病院」という。）その他の医療の提供を目的とする機関又は団体を含む。） 又はそれらに属する者をいう。

第二十七条第一項（実質的改正なし）

7 学術研究機関等である当該個人情報取扱事業者が第三者と共同して学術研究を行う場合であつて、当該第三者に対し、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

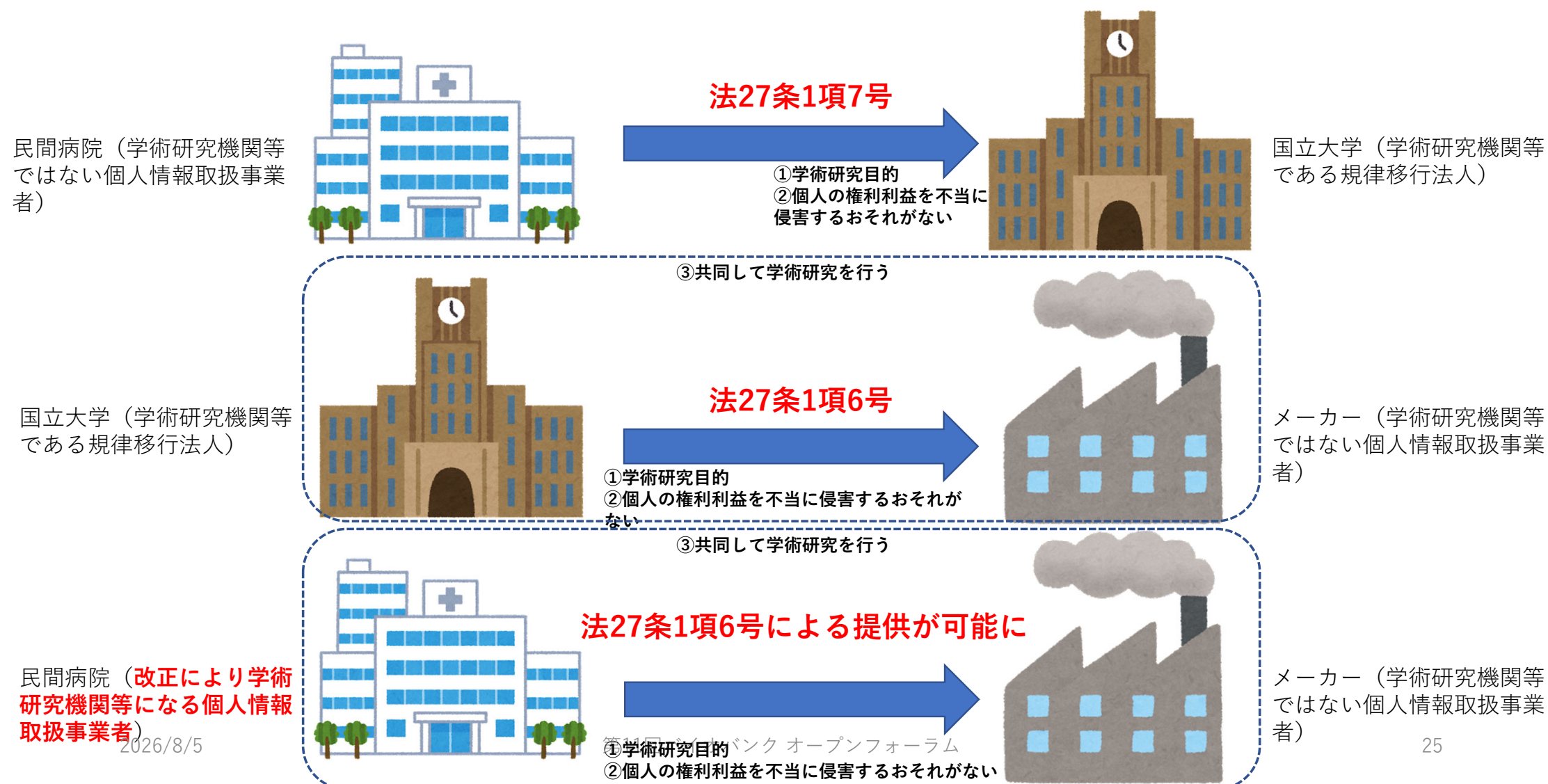
参考：医療法

第一条の五第一項

この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの（オンライン診療受診施設であるものを除く。）又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

病院による学術研究例外を用いた提供



研究活動への影響

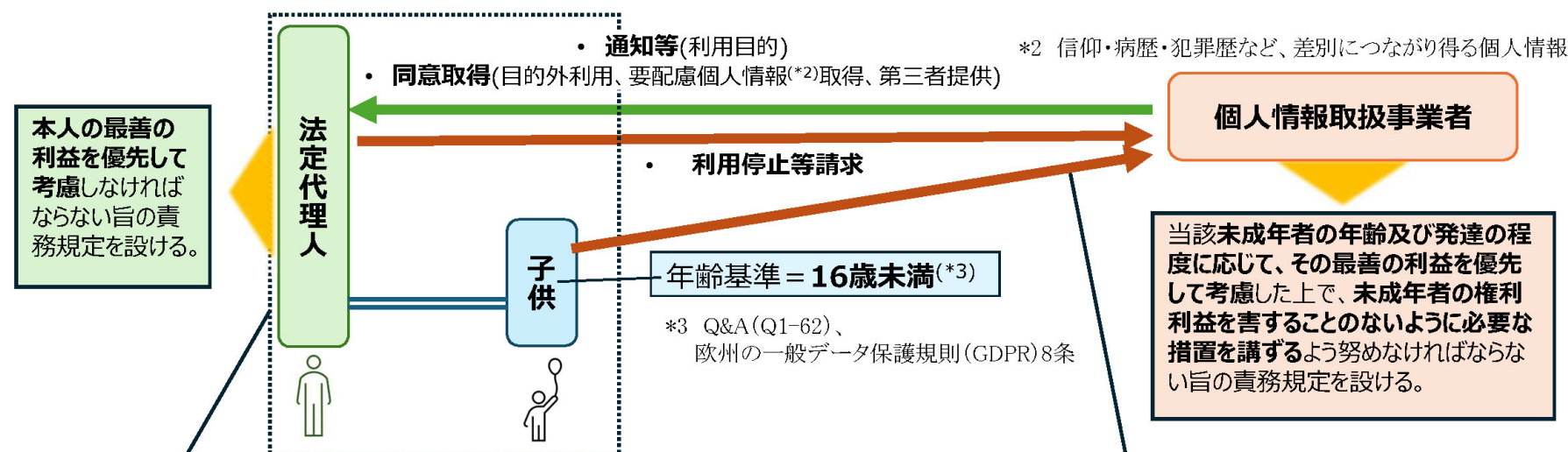
- 「病院」等が学術研究機関等になる
 - 「病院」の経営母体は社団医療法人、財団医療法人、個人事業主などがあるが、問わない
 - 規律移行法人でない病院（行政機関等である自衛隊病院など、僅かな例外）についてはなおも対象ではない
- 誰が学術研究機関等であるかを考慮して共同研究を組み立てる必要は減る（一般の株式会社はほとんど学術研究機関等になり得ない点は変更がないので、必要がなくなるわけではない）

第2 1 子供の個人情報の取扱いに関する規律

- 現行規定では、子供の個人情報の取扱い等に係る事業者の義務については、ガイドラインやQ&Aにおける記載(*1)のみ。

*1 「本人の同意」を得ることが求められている場面について、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果を未成年者が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があります(通則ガイドライン)、個別具体的に判断されるべきだが、一般的には、12歳から15歳までの年齢以下の子供の場合には法定代理人等から同意を得る必要があるとされている(「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A(以下「Q&A」という。))。

- ✓ 子供は、心身が発達段階にあるためその判断能力が不十分であり、個人情報の不適切な取扱いに伴う悪影響を受けやすい。



同意取得や通知等に係る規定に、法定代理人の関与を義務付け。

例外

- ・本人が16歳未満であることを事業者が知らないことについて正当な理由がある場合
- ・法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して個人情報を取得した場合
- ・本人に法定代理人がない又はそのように事業者が信ずるに足りる相当な理由がある場合

違法行為の有無等を問わない利用停止等請求を可能とする。

例外

- ・法定代理人の同意を得て取得された保有個人データである場合
- ・要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合
- ・本人が16歳以上であると信じさせるために詐術を用いた場合
- ・法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して保有個人データを取得した場合 等

- また、法定代理人の関与及び責務規定については、行政機関等についても同様の改正を行う。

子供の個人情報の取扱いに関する規律（読替規定）

（十六歳未満の者の個人情報等の取扱いに関する読替規定）

第四十条の二 個人情報取扱事業者が十六歳未満の者の個人情報を取り扱う場合（次に掲げる場合を除く。）における当該個人情報についての第十八条、第二十条第二項、第二十一条、第二十一条の二第一項、第二十六条第二項、第二十七条、第二十八条、第三十条の二第一項及び第五項、第三十二条第一項並びに第三十五条第七項の規定の適用については、これらの規定（第十八条第三項第七号、第二十条第二項第七号、第二十一条第二項及び第四項第一号、第二十六条第二項ただし書、第二十七条第一項第八号及び第二項、第二十八条第三項並びに第三十五条第七項各号列記以外の部分及び第九号の規定を除く。）中「本人」とあるのは「本人の法定代理人」と、第十八条第三項第七号、第二十条第二項第七号、第二十七条第一項第八号及び第三十五条第七項第九号中「本人の意思に反しないため本人」とあるのは「本人」と、第二十一条第二項及び第四項第一号中「本人に」とあるのは「本人の法定代理人に」と、第二十六条第二項ただし書中「本人へ」とあるのは「本人の法定代理人へ」と、第二十七条第二項中「本人の」とあるのは「本人又はその法定代理人の」と、「本人に」とあるのは「本人の法定代理人に」と、「又は本人」とあるのは「又は本人の法定代理人」と、第二十八条第三項中「本人」とあるのは「本人又はその法定代理人」とする。

- 一 当該個人情報取扱事業者が、当該個人情報が十六歳未満の者のものであることを知らないことについて正当な理由がある場合
 - 二 本人の法定代理人が当該本人の営業を許可していた場合であって、当該個人情報取扱事業者が当該営業に関して当該個人情報を取得したとき。
 - 三 本人に法定代理人がない場合又は当該個人情報取扱事業者が本人に法定代理人がないと信ずるに足りる相当な理由がある場合
- 2** 個人関連情報取扱事業者が十六歳未満の者に関する個人関連情報を取り扱う場合（次に掲げる場合を除く。）における当該個人関連情報についての第三十一条第一項の規定の適用については、同項第一号中「本人の」とあるのは「本人の法定代理人の」と、同項第二号中「本人」とあるのは「本人の法定代理人」とする。
- 一 当該個人関連情報取扱事業者が、当該個人関連情報が十六歳未満の者に関するものであることを知らないことについて正当な理由がある場合
 - 二 当該個人関連情報に係る者の法定代理人が当該者の営業を許可していた場合であって、当該個人関連情報取扱事業者が当該営業に関して当該個人関連情報を取得したとき。
 - 三 当該個人関連情報に係る者に法定代理人がない場合又は当該個人関連情報取扱事業者が当該個人関連情報に係る者に法定代理人がないと信ずるに足りる相当な理由がある場合。

研究活動への影響

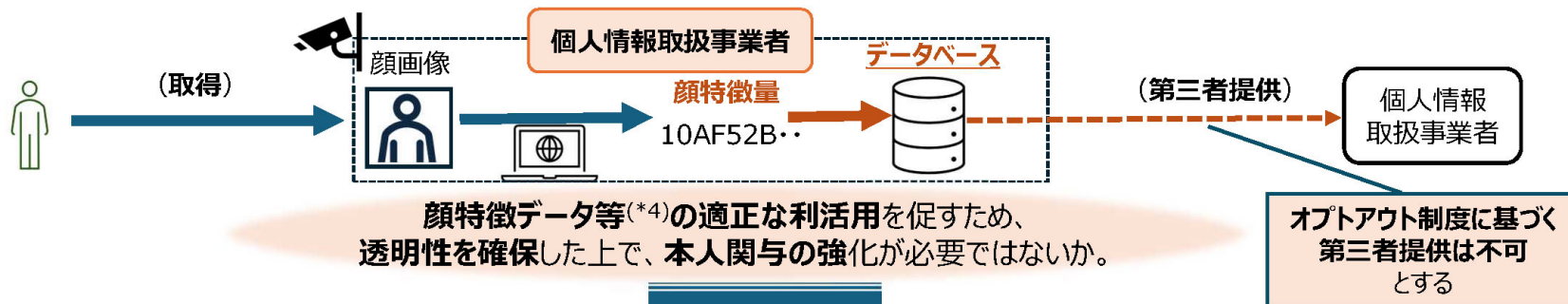
- 利用目的の特定・通知はそもそも学術研究例外が存在しないので、子供の個人情報の規律は直接適用される
- 目的外利用や第三者提供における学術研究例外は、子供の個人情報の規律でも除外事由となる
- 年齢確認や親子関係確認をどの程度厳密にやるかは要検討（「事例をガイドラインなどで明確に」との答弁）

第2 2 顔特徴データ等に関する規律

- 現行規定では、原則として個人情報の利用目的を自社のホームページに掲載する等して公表することにより、生体データとしての「個人識別符号」(*1)に該当するもの(顔特徴データを含む)も含め、事業者は個人情報を取得することが可能。
- 令和5年「犯罪予防や安全管理のための顔識別機能付カメラシステムの利用について」で掲示例等を公表しQ&Aに一定の記載。

- ✓ 生体データのうち顔特徴データ等(*2)は、本人が関知しないうちに容易にそれゆえに大量に入手可能であり、一意性及び不変性が高く特定の個人を識別する効果が半永久的に継続するため、取扱いが本人のプライバシー等の侵害につながる可能性がある(*3)。

- *1 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別することができるもの。
*2 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を識別すること目的とした装置やソフトウェアにより、本人を識別することができるようにしたものとするを想定。
*3 カメラ等の計測機器を複数の地点に設置して顔特徴データ等を入手してこれを名寄せに用することで、本人が関知し得ないまま行動を追跡することも可能。



一定の事項の周知(*5)

個人情報取扱事業者の名称・住所・代表者の氏名、顔特徴データ等を取り扱うこと、顔特徴データ等の利用目的、顔特徴データ等の元となった身体的特徴の内容、利用停止請求に応じる手続等の周知を義務付ける。

例外

- ・周知により本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合
- ・周知により当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- ・国又は地方公共団体の事務の遂行に協力する必要がある場合であって、周知により当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 等

利用停止等請求

違法行為等の有無を問わず可能とする。

例外

- ・本人の同意を得て作成又は取得された顔特徴データ等である場合
- ・要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合 等

顔特徴データ等（定義、「周知」）

第十六条

5 この章において「**特定生体個人情報**」とは、**特定生体個人識別符号（第二条第二項第一号に該当する個人識別符号のうち、特別の技術又は多額の費用を要しない方法により取得することができる身体の一部の特徴に係る情報であつて当該情報が取得されていることを本人が容易に認識することができないものとして政令で定めるものを**変換したものをいう。**第二十一条の二第一項第四号及び第三十五条第七項において同じ。）が含まれる個人情報**をいう。

（特定生体個人情報の取扱いに際しての利用目的等の通知等）

第二十一条の二 個人情報取扱事業者は、**特定生体個人情報を取り扱うに当たっては、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。**

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。第二十七条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名

二 特定生体個人情報を取り扱うこと。

三 特定生体個人情報の利用目的

四 特定生体個人情報に含まれる特定生体個人識別符号に変換される身体の一部の特徴に係る情報の内容

五 第三十七条第一項に規定する開示等の請求等に応じる手続（第三十八条第一項の規定により手数料を徴収する場合は、その手数料の額を含む。）

六 **その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項**

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 前項の規定による措置を講ずることにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 前項の規定による措置を講ずることにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、前項の規定による措置を講ずることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 **その他前三号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合**

顔特徴データ等（オプトアウト禁止、利用停止等請求）

第二十七条

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報若しくは**特定生体個人情報**又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

第三十五条

7 **本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される特定生体個人情報（保有個人データに含まれるものに限る。）が取り扱われているときは、次に掲げる場合を除き、当該特定生体個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。**

一 **当該個人情報取扱事業者があらかじめ当該本人の同意を得て当該特定生体個人情報に含まれる特定生体個人識別符号を作成した場合**

二 **当該個人情報取扱事業者があらかじめ当該本人の同意を得て当該特定生体個人情報を取得した場合**

三 当該個人情報取扱事業者が法令に基づいて当該特定生体個人情報を取り扱う場合

四 当該個人情報取扱事業者が人の生命、身体又は財産の保護のために当該特定生体個人情報を取り扱う必要がある場合

五 当該個人情報取扱事業者が公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために当該特定生体個人情報を取り扱うことが特に必要である場合

六 当該個人情報取扱事業者が国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者による法令の定める事務の遂行に対して協力するために当該特定生体個人情報を取り扱う必要がある場合

七 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該特定生体個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該特定生体個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

八 学術研究機関等と共同して学術研究を行う当該個人情報取扱事業者が当該学術研究機関等から当該特定生体個人情報を取得した場合又は学術研究機関等と共同して学術研究を行う当該個人情報取扱事業者が当該学術研究機関等から取得した情報を変換して作成した特定生体個人識別符号が当該特定生体個人情報に含まれる場合であって、当該特定生体個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該特定生体個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

九 当該個人情報取扱事業者が当該特定生体個人情報を取り扱うことが当該本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合**その他当該個人情報取扱事業者が当該特定生体個人情報を取り扱うことが当該特定生体個人情報に含まれる特定生体個人識別符号の作成の状況又は当該特定生体個人情報の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合**

十 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

8 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該特定生体個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該特定生体個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要することその他の事情により利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

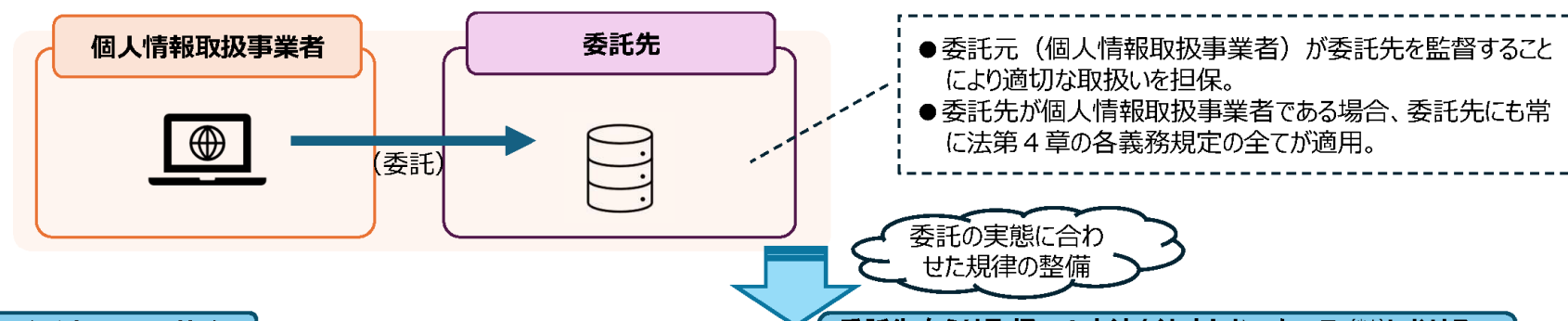
研究活動への影響

- 学術研究例外の対象ではないので、研究において顔特徴データ等を利用する場合も対応が必要（それなりに影響は大きい）
- 『カメラ画像利活用ガイドブック』相当の対応の法律化

第2 3 個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方

- 現行規定では、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託元は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない（法第25条）。
- 具体的には、自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、監督を行う必要がある（①適切な委託先の選定、②委託契約の締結、③委託先における個人データ取扱状況の把握）。

- ✓ 個人データ等の取扱いについて、実質的に第三者に依存するケースが拡大。
- ✓ 委託元による委託先の監督等が十分に機能せず、委託先が委託された業務の範囲を超えて独自に個人データ等を利用する事案も生じている。



委託先としての義務

- 取扱いを委託された個人データ等を当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない旨の義務を委託先に明文規定により課す。

例外

法令に基づく場合及び人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合には、例外的に委託先が独自の判断で利用できることとするを想定。

- 委託先が行政機関等である場合についても、同様の規律の整備を行う。

委託先自らは取扱いの方法を決定しないケース^(※1)における委託先の個人情報取扱事業者等としての義務の免除

- 委託契約において、取扱いの方法の全部について合意し、かつ委託先における取扱いの状況を委託元が把握するために必要な措置等^(※2)について合意した場合は、当該委託先に対しては、法第4章の各義務規定の適用を原則として免除。
- 委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない旨の義務及び**安全管理に係る義務は適用**。

※1 委託先が委託元から指示された方法で機械的に個人データ等を取り扱うのみの場合（委託先がデータ入力作業を委託され、委託元の指示に従って機械的に入力作業を行う場合等）。

※2 漏えい等が生じたことを知ったときに委託先が委託元に対して速やかにその旨を報告すること等を想定しているが、その他の具体的な内容は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定。

委託先の義務（の特例）

（受託者である個人情報取扱事業者の義務）

第三十条の三 他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から個人情報の取扱いの全部又は一部の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた個人情報取扱事業者は、法令に基づく場合等を除くほか、その取扱いを委託された個人情報（当該個人情報取扱事業者において個人関連情報となるものを除く。）を、当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

（取扱いの方法が契約により定められている受託個人情報取扱事業者等についての適用の特例）

第五十八条の二 他の個人情報取扱事業者等又は行政機関等から、個人情報等の取扱いの全部又は一部の委託を受けた個人情報取扱事業者等（以下この条において「受託個人情報取扱事業者等」という。）が行う当該個人情報等（第一号及び第二号において「受託個人情報等」という。）の取扱いについては、当該他の個人情報取扱事業者等又は行政機関等（同号において「委託者」という。）と当該受託個人情報取扱事業者等との当該委託に係る契約において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項が定められている場合であって、当該取扱いが当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲内において第一号に掲げる事項に係る当該契約の定めに従って行われるときは、第二節から第四節まで（第二十三条から第二十六条まで、第三十条の二第十四項、第三十条の三、第三十一条の三第十項、第四十条の二第一項、第四十一条第二項及び第九項、第四十二条第三項、第四十三条第二項及び第六項並びに第四十六条を除く。）及び次条第一項の規定は適用せず、第三十条の二第十四項、第三十一条の三第十項、第四十一条第九項、第四十二条第三項、第四十三条第六項及び第四十六条の規定の適用については、第三十条の二第十四項及び第三十一条の三第十項中「までの規定は」とあるのは「までの規定は、」と、第三十条の二第十四項中「、第二十九条第一項本文及び第二項の規定は第五項本文の規定により個人情報取扱事業者が統計作成等用要配慮個人情報等（第三十一条第一項に規定する個人関連情報であるものに限る。）を特例個人情報受領者に提供する場合（当該特例個人情報受領者が当該統計作成等用要配慮個人情報等を個人データとして取得することが想定される場合に限る。）について、それぞれ準用する」とあり、及び第三十一条の三第十項中「、第二十九条第一項本文及び第二項の規定は第一項本文の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を特例個人関連情報受領者に提供する場合について、それぞれ準用する」とあるのは「準用する」と、第四十一条第九項中「仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データ」とあるのは「仮名加工情報である個人データ」と、「第十七条第二項、第二十六条及び第三十二条から第三十九条まで」とあるのは「第二十六条」と、第四十二条第三項中「並びに前条第七項及び第八項の規定は」とあるのは「の規定は、」と、「ついで、第四十条の規定は仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて、それぞれ」とあるのは「ついで」と、「漏えい」と、前条第七項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」とあるのは「、漏えい」と、第四十三条第六項中「措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置」とあり、及び第四十六条中「措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置」とあるのは「措置」とする。

一 受託個人情報等の取扱いの方法（受託個人情報等の安全管理のための措置に係る事項及び個人の権利利益の保護に支障を及ぼすおそれのない事項を除く。）として個人情報保護委員会規則で定める事項

二 受託個人情報取扱事業者等が、受託個人情報等について第二十六条第一項に規定する事態が生じ、又は受託個人情報等が当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超え、若しくは前号に掲げる事項に係る契約の定め違反して取り扱われたことを知ったときは、速やかに、委託者に対してその旨を報告すること。

三 その他個人情報保護委員会規則で定める事項

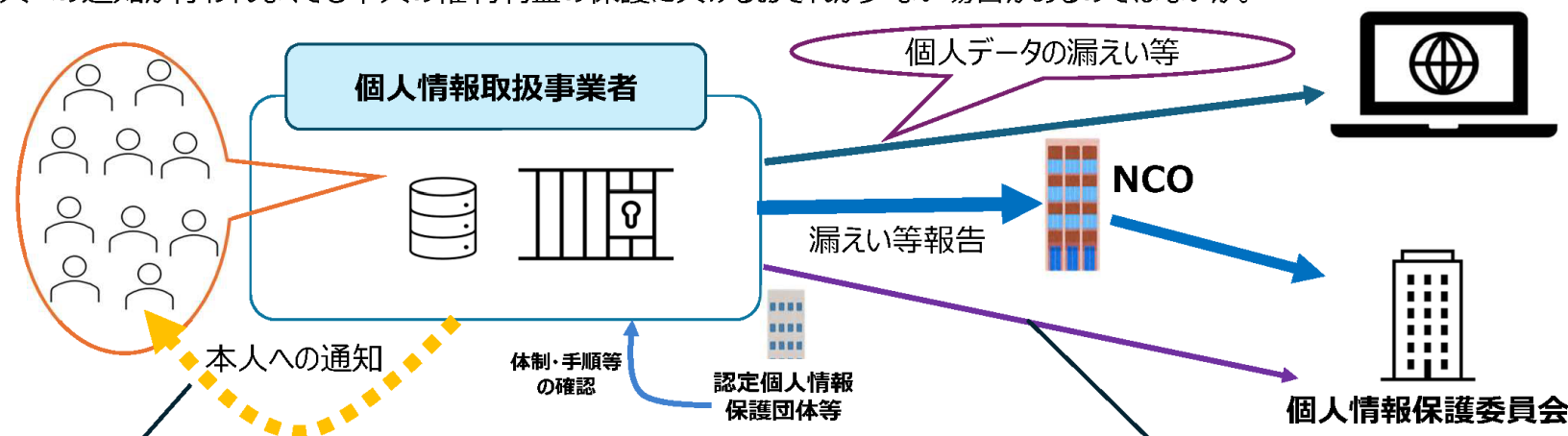
研究活動への影響

- 共同研究のスキームの中で個人データの取扱いの委託先となる場合に、委託先にはそれ自体義務が係ることになるので、影響はある
- 基本的に安全管理措置についての規律であり、学術研究例外の対象にもならない

第2 4 漏えい等報告・本人通知

- 現行法上、個人情報取扱事業者は、報告対象事態（規則第7条）が発生した場合には、委員会への報告（法第26条第1項）義務を負うこととなる。報告は、速報及び確報に分けて行うこととされている。
- また、漏えい等報告の義務を負うときは、本人への通知が困難な場合を除き、一律に本人への通知義務を負うこととなる。

- ✓ 個人の権利利益侵害が発生するリスク等に応じて、**漏えい等報告や本人通知の範囲・内容の合理化を検討**すべきではないか。
- ✓ 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合があるのではないか。



- **本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合**（*1）について、**本人への通知義務を緩和し、代替措置による対応を認めることとする。**
- 行政機関等についても同様の改正を行うこととする。

*1 サービス利用者の社内識別子(ID)等、漏えいした情報の取得者において、それ単体ではおよそ意味を持たない情報のみが漏えいした場合などが想定。具体的な対象範囲は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定。

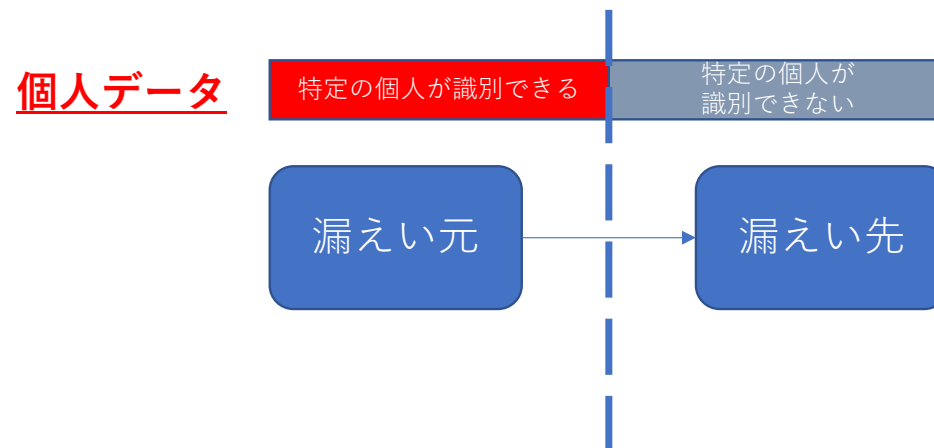
- サイバー攻撃対処能力強化法に基づく報告義務施行に併せて、**共通様式（ランサムウェア等）により報告が行われる場合の窓口を一元化する方向でNCO（国家サイバー統括室）の下で所要の調整を**（*2）進める。
- **体制・手続に係る認定個人情報保護団体などの第三者の確認**を受けること等を前提として、
 - ・ 一定の範囲で速報を免除することを可能とする。
 - ・ 漏えいした個人データに係る本人の数が1名である誤交付・誤送付のようなケースについては、委員会への報告のうち確報を、一定期間ごとに取りまとめた上で行うことを許容する。
- 違法な個人データの第三者提供についても報告対象事態にする。違法な第三者提供については、行政機関等についても同様の改正を行うこととする。

漏えい等報告・本人通知

第二十六条

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合又は本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合として個人情報保護委員会規則で定める場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

個人データの漏えい等の規律



漏えい等した部分が漏えい等元で個人データの一部であれば、”当該漏えい等した部分における識別性とは関係なく”個人データの漏えい等の規律に係る

研究活動への影響

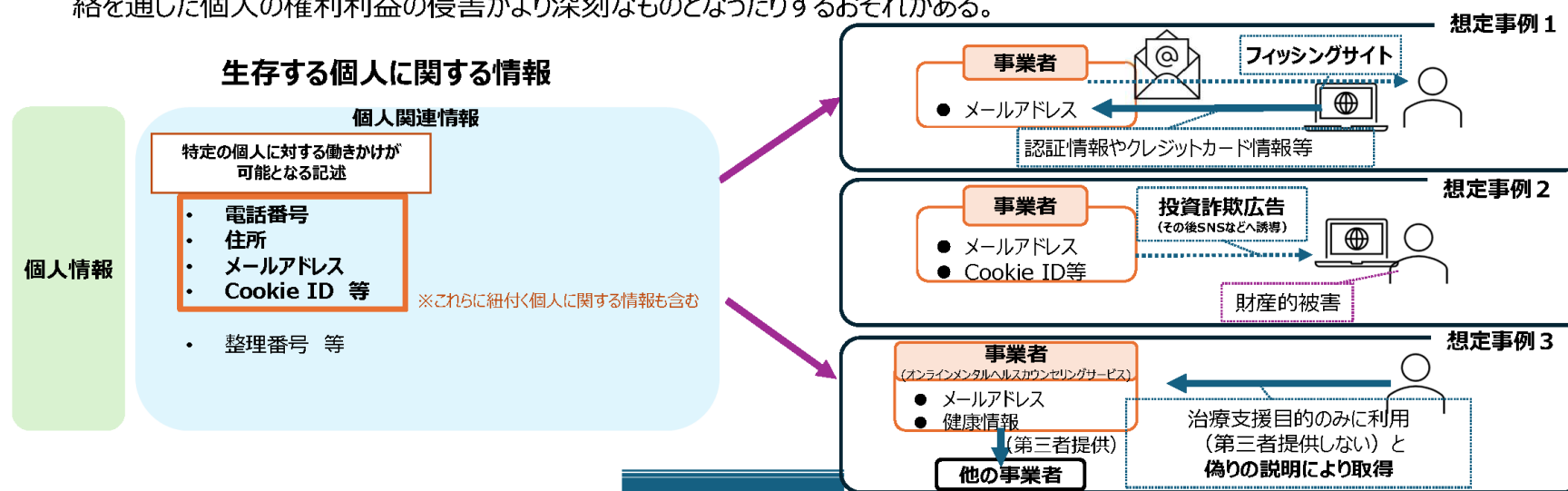
- 個人データの漏えい等報告等は学術研究例外の対象ではないので、本項目による緩和も同様に影響する
- 特定の個人が識別できる部分を除いて分析していることが多いと思われるため、歓迎すべき内容

第3 1 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律

- 個人関連情報^(※1)については、一定の場合における第三者提供のみが規律の対象（提供元では個人データに該当しないが、提供先において個人データとなることが想定される個人関連情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認が、提供元に義務付けられている。）。

※1 電話番号、メールアドレス（氏名がアドレスに含まれないもの）、Cookie ID等に紐付いた、ある個人に関する情報は、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができるような場合を除き、「個人情報」に該当しない。これらの情報は、「個人関連情報」とされる。

- ✓ 特定の個人に対して何らかの連絡を行うことができる記述等（電話番号、住所、メールアドレス、Cookie ID等を含む情報）が含まれる情報については、個人情報に該当しない場合であっても、当該個人への連絡を通じて当該個人のプライバシー、財産権等の権利利益の侵害が発生し得る。
- ✓ 当該記述等を媒介として秘匿性の高い記述等を含む情報を名寄せすることにより、プライバシー等が侵害されたり、上記連絡を通じた個人の権利利益の侵害がより深刻なものとなったりするおそれがある。



- 上記の記述等が含まれる個人関連情報^(※2)について、個人の権利利益の侵害につながる蓋然性の特に高い行為類型である**不適正利用及び不正取得に限って**、個人情報と同様の規律（これらの行為の禁止）を導入する。
- また、上記のような記述等が含まれる仮名加工情報及び匿名加工情報^(※3)についても同様の趣旨が当てはまることから、同様の規律を導入する。さらに、行政機関等についても同様の改正を行う。

※2 特定の個人の所在地（住居、勤務先等）、電話番号、メールアドレス、Cookie ID等の記述等（これを利用して特定の個人に対して連絡を行うことができるものに限る。）が含まれる個人関連情報等を規律の対象とする。

※3 ※2の記述等が含まれる仮名加工情報・匿名加工情報等を規律の対象とする。

連絡可能個人関連情報

第二十六条

8 この法律において「連絡可能個人関連情報」とは、次に掲げる記述等が含まれる個人関連情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより次に掲げる記述等を特定することができることとなるものを含む。）をいう。

一 住居、勤務先その他の特定の個人が所在し、又は所在していた場所の所在地（特定の個人に対する郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（第四十一条第八項及び第七十三条第四項において「信書便」という。）による送付、電報の送達又は特定の個人への訪問に利用することができるものに限る。）

二 電話番号（特定の個人に対する電話又はファクシミリ装置を用いた送信に利用することができるものに限る。）

三 電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいい、特定の個人に対する同条第一号に規定する電子メールの送信に利用することができるものに限る。）

四 電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下この号において同じ。）を利用する者又は電気通信設備を識別することができるように付された符号（特定の個人に対する電気通信（同条第一号に規定する電気通信をいう。）を利用した情報の伝達に利用することができるものに限る。）

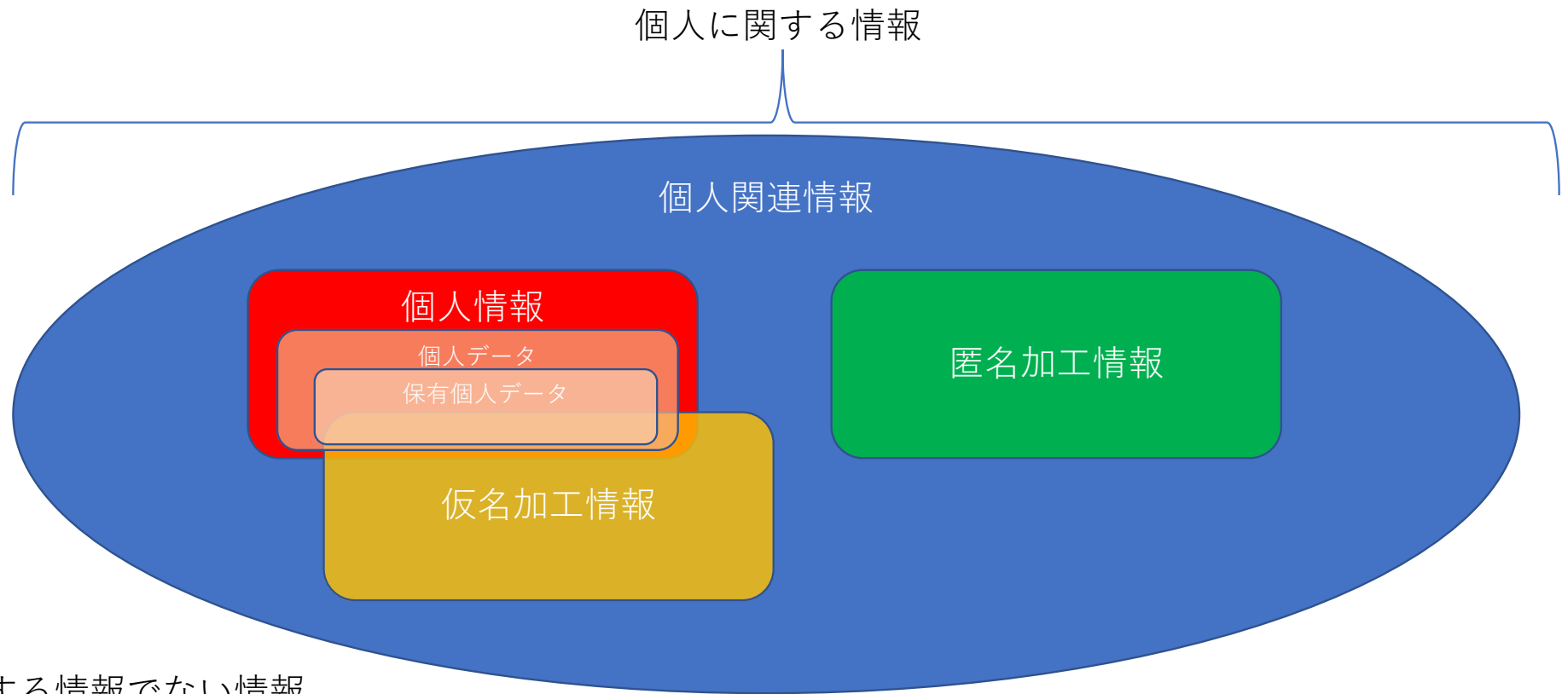
五 その他特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用することができる記述等として個人情報保護委員会規則で定めるもの

（連絡可能個人関連情報の不適正な取扱いの禁止）

第三十一条の二 個人関連情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により連絡可能個人関連情報を利用してはならない。

2 個人関連情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により連絡可能個人関連情報を取得してはならない。

個人情報は個人に関する情報の一部



個人に関する情報でない情報

個人情報保護法 2 条（定義）（抄）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

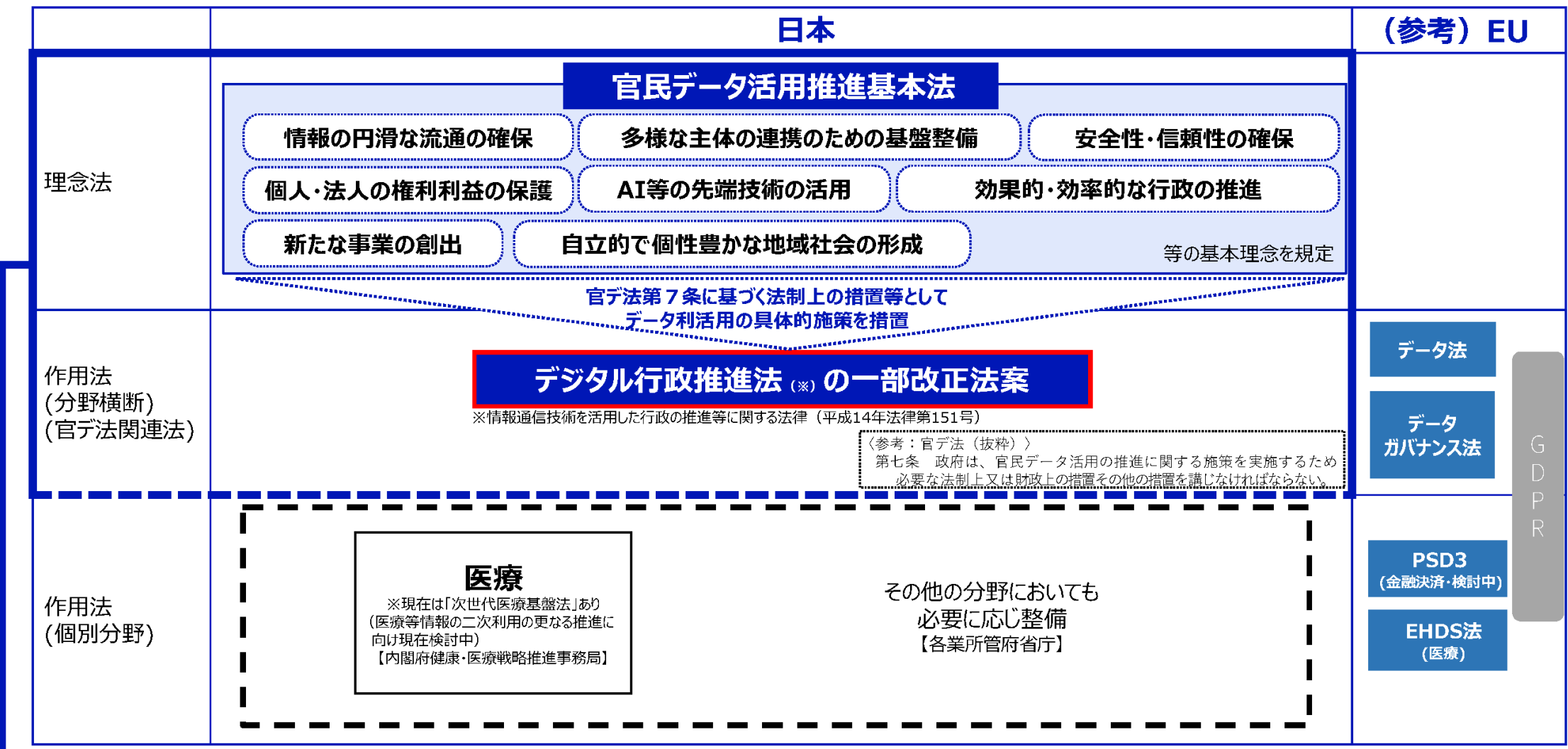
研究活動への影響

- 不適正取得や不適正利用は学術研究例外の対象ではないので、同様に本項目も除外されない
- [1]個人情報にしない前提で、被験者の最低限の情報を得る場合
- [2]同意を得て、個人関連情報部分だけの第三者提供を受けて研究活動に用いる場合
 - はそれなりにあると思われるので、適用される場面もある
 - とはいえ、不適正取得や不適正利用は一般条項的なもので、かつ、ハードルもそれなりに高いので、何等か特殊な準備が必要なものではない。
 - 安全管理措置（の義務は直接掛かっていないが）の対象にはした方が良い

3 データ利活用法制による 研究活動への影響

我が国におけるデータ利活用法制の全体イメージ

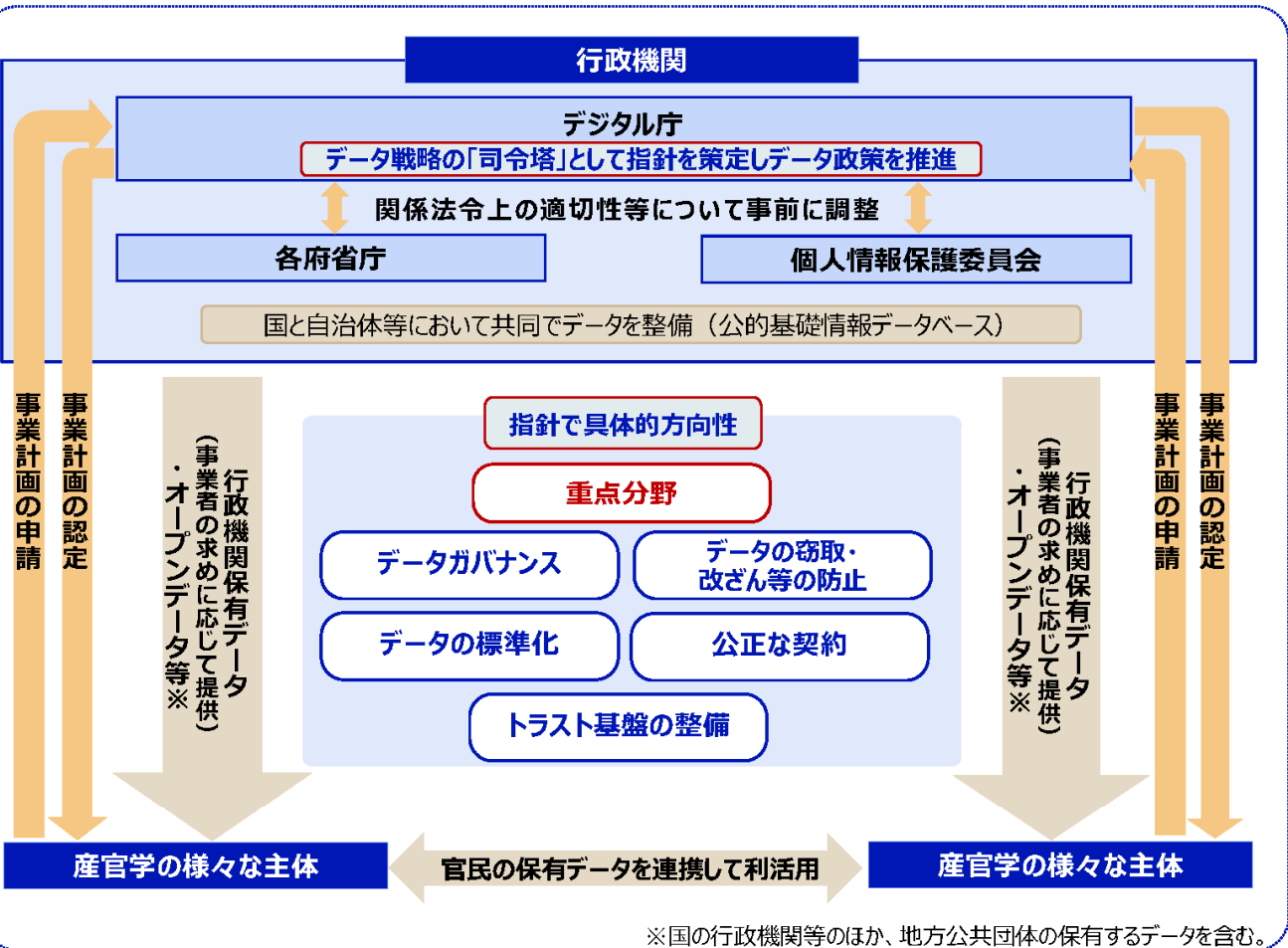
デジタル行財政改革会議・第16回データ活用制度・システム検討会（令和8年1月27日）【資料1】事務局提出資料



→ デジタル社会の形成のため、データ利活用についてデジタル庁の強力な司令塔機能を発揮

データ利活用の促進のための法整備について

デジタル行政改革会議・第16回データ活用制度・システム検討会（令和8年1月27日）【資料1】事務局提出資料



デジタル行政推進法の一部改正

○ デジタル庁の司令塔機能を具体化するため、デジタル行政推進法を改正し、下記の措置を講じる。

① 指針の策定

- 国の保有するデータを活用して行う事業について、**指針を策定**。
- **重点分野や、データの安全管理その他の重要事項**（ガバナンス、セキュリティの在り方、標準化、トラスト等を想定）の**基本的な方向性**を示す。

② 事業計画の認定

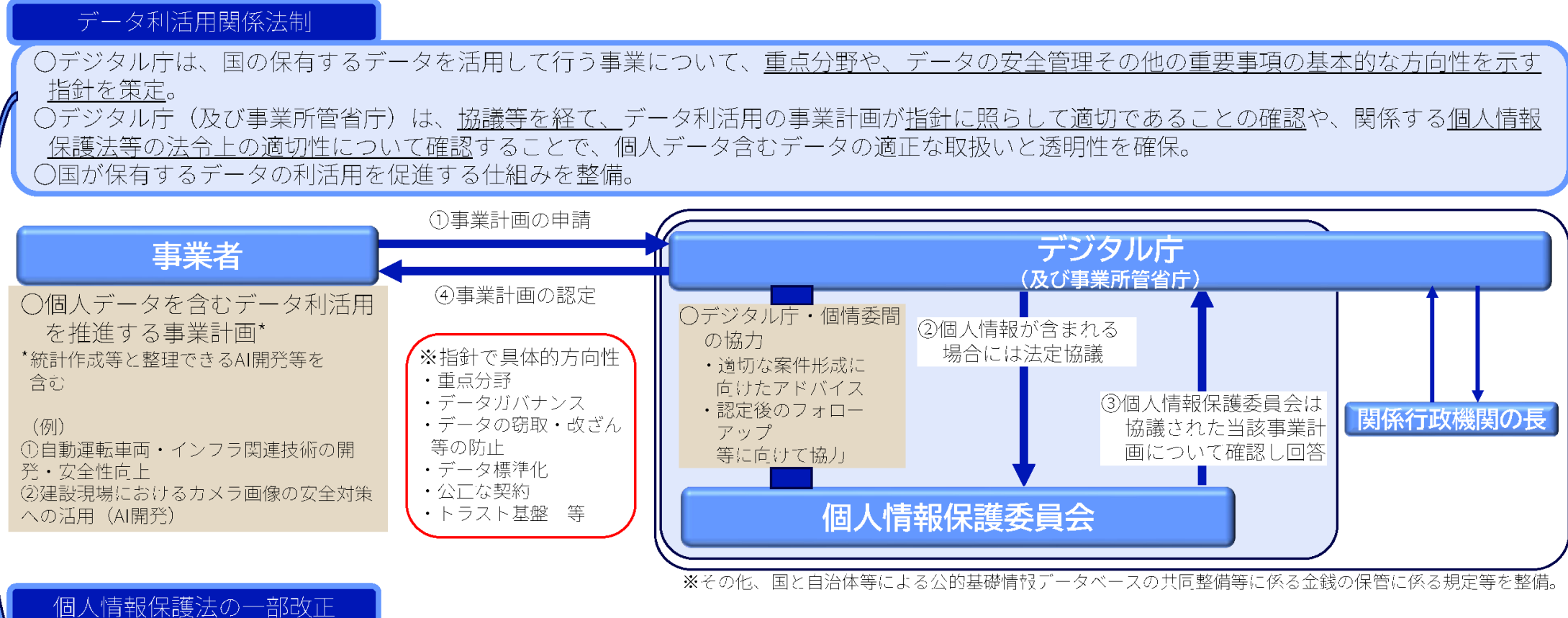
- 事業者が、指針の方向性に沿って、国の保有するデータ（※1）を活用した事業を行う場合には、**当該事業計画について、国による認定**を受けられるようにする（※2・3）。
 - ※1 保有データの種類・属性については広く認めることを想定。
 - ※2 複数事業者による共同事業のほか、一の事業者による活用も可能。
 - ※3 計画認定時における情報セキュリティ面からの協力等を行うため、情報処理促進法を改正し、情報処理推進機構（IPA）に係る規定を整備。
- 認定を受けた事業者のメリットは以下のとおり。
 - (a) 当該事業における**データガバナンスやデータセキュリティ等が指針に照らして適切であることについて確認**。
 - (b) 認定に際し、**個人情報保護法上の適切性について個人情報委が迅速に確認（事前に不安を払拭した上での事業の実施が可能。）**。
 - (c) 認定に際し、事業に係る**法令上の適切性等について関係行政機関と調整（事前に不安を払拭した上での事業の実施が可能。）**。
⇒ デジタル庁が**当該事業の実施における法令上の懸念をワンストップで各省庁に確認**することで事業者の負担を軽減。
 - (d) **国等に対し、当該事業に必要なデータの提供を求めることができる。**
 - (e) 当該事業の実施に当たっての**データの安全管理に関して、IPAから必要な支援**。
※その他、**認定事業として**対外的な周知等による**信頼性の確保・事業実施の円滑化等**が期待される。

○ その他、国と自治体等による公的基礎情報データベースの共同整備等に係る金銭の保管に係る規定等を整備。

データ利活用制度の在り方に関する基本方針に基づく制度整備（検討状況）

- 本年6月に決定した「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」に基づき、保護と利活用のバランスを考慮しながら、AI活用にも資する円滑なデータ連携を促進する。

<制度スキームのイメージ（案）>



- 個人情報保護法を見直し、AI開発等を含む「統計作成等」のための第三者提供等に関する制度整備を行うことにより、適正なデータ利活用の円滑化に寄与。（あわせてガバナンスの確保や規律遵守の実効性確保に向けた事後的な措置を整備）

想定されるユースケースのイメージ

① 自動運転車両・インフラ関連技術の開発

・自動車メーカーや損保会社の保有するGPSデータや画像データのほか、国が保有する国土、都市、交通等に関連するデータ、自治体等が保有する土地、建物、インフラ等に関する様々なデータを組み合わせることで、自動運転車両やインフラ関連技術の開発等を行う。



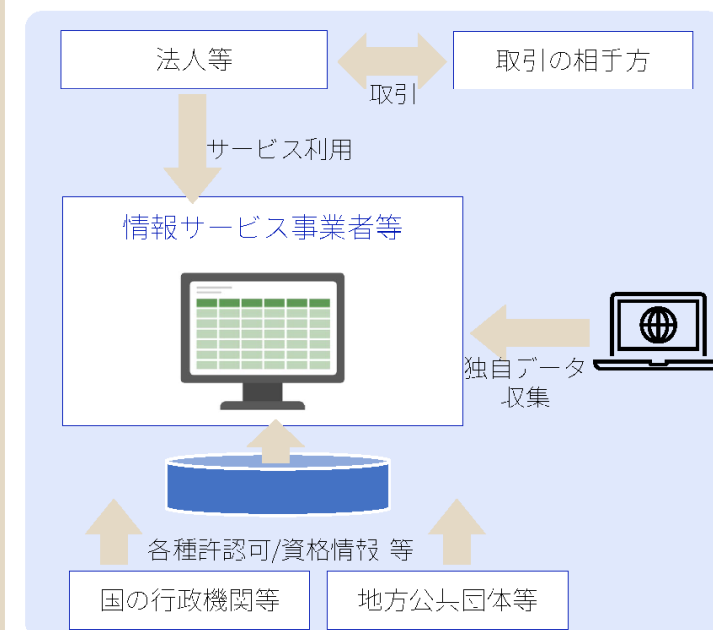
② 建設現場におけるカメラ画像の安全対策への活用

・建設分野における人手不足を踏まえ、建設現場での安全管理を確保するため、ヒヤリハット事例等を的確に把握し、予防的な対策を講じることが必要。
・建設現場に設置されている防犯カメラの映像データを活用し、AIによる危険行動の自動検知や作業状況の分析により、安全管理やリスク対応の高度化を図る。



③ 取引相手先確認のための国等のデータ活用

・現状、金融機関等の法人等が取引する際、相手方が保有する許認可情報や資格情報等について、その都度、相手方等から提出を求め、双方の負担となっている。
・国や地方公共団体が保有する様々な営業認可や資格情報等を適切にAPI等で提供することで、取引の相手先の確認コストを削減し、生産性の向上等につなげることができる。



情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（概要）

内閣官房デジタル行財政改革会議事務局

趣 旨

デジタル技術の急速な進展に伴い、個人情報を含むデータの利活用に対する需要が高まっている現状を踏まえ、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）に基づき、**民間事業者等が国等の保有するデータを活用した事業を行う場合の認定制度を創設するほか、国と地方公共団体等による公的基礎情報データベースの共同整備等に係る規定の整備等を行う。**

改正内容

※ デジ行法：情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、情促法：情報処理の促進に関する法律

国等データ活用事業の認定制度の創設

- 内閣総理大臣が、国の行政機関等の保有するデータの活用を通じて国民の利便性の向上が図られる事業（※）に関し、重点分野やデータの安全管理その他事項について定めた**指針を策定**。（デジ行法第26条）
※ 民間事業者の保有するデータを合わせて活用する事業も対象に含む。
- 事業者からの申請に基づき「**国等データ活用事業**」として、当該事業計画について**主務大臣が指針への適合性等を認定する制度を創設**。（デジ行法第27条～第34条）
- 当該認定制度において、
 - ① 事業計画の認定を受けた事業者が、主務大臣や関係する国の行政機関等に対して、**事業の実施に必要な国等の保有するデータの提供を求めることができる制度を創設**。（デジ行法第29条）
 - ② 法令上の懸念を払拭した上での事業実施を可能とするため、認定に際し、**個人情報保護法等の法令上の適切性等について個人情報保護委員会等関係行政機関の知見を得るための枠組み**を設ける。（デジ行法第27条第5項、第6項）
- 国等データ活用事業に係る技術的な支援等のため、**情報処理推進機構（IPA）の業務に、認定事業者に対する安全管理等に関する情報提供等の協力業務等を追加するとともに、所要の体制整備を行う**。（情促法第42条、第47条）

国等によるデータベースの共同整備等に係る規定の整備

- 国と国以外の行政機関等が**共同で整備等を行う対象事業について公的基礎情報データベース整備改善計画において定めること**とともに、データベースの整備等を行う事業者に対する利用料等を国が一括して支払ができるよう、**保管金に関する規定を設ける**。（デジ行法第19条、第21条）

施行期日

公布の日から起算して 1 年 6 か月を超えない範囲内

国等データ活用事業

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正)

(国等データ活用事業指針)

第二十六条 内閣総理大臣は、国の行政機関等（第三条第二号ロ及びチに掲げるものであるものを除く。第二十九条第一項及び第十五項において同じ。）の保有するデータを活用する国の行政機関等以外の者による事業であつて、手続等に関連する民間事業者の業務の処理が改善されることを通じて国民の利便性の向上が図られるもの（以下「国等データ活用事業」という。）に関する指針（以下この条及び次条第四項第一号において「国等データ活用事業指針」という。）を定めるものとする。

2 国等データ活用事業指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国等データ活用事業について重点的に実施すべき分野に関する事項

二 国等データ活用事業の方法、データの安全管理の方法その他国等データ活用事業に関する事項

3 内閣総理大臣は、情報通信技術の進展その他の情勢の推移により必要が生じたときは、国等データ活用事業指針を変更するものとする。

4 内閣総理大臣は、国等データ活用事業指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係する国の行政機関の長（当該国の行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該国の行政機関。次条第五項、第二十九条及び第三十条第二項において同じ。）に協議するものとする。

5 内閣総理大臣は、国等データ活用事業指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(国等データ活用事業計画の認定)

第二十七条 国等データ活用事業を実施しようとする者は、その実施しようとする国等データ活用事業に関する計画（以下この条並びに次条第一項及び第二項において「国等データ活用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の者が国等データ活用事業を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の者は共同して国等データ活用事業計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 国等データ活用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 国等データ活用事業の目標

二 国等データ活用事業により改善を図ろうとする民間事業者の業務の処理の内容

三 国等データ活用事業の内容及びその実施時期

四 データの安全管理の内容

五 その他国等データ活用事業の実施に関し必要な事項

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その国等データ活用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 国等データ活用事業指針に照らし適切なものであること。

二 当該国等データ活用事業計画に係る国等データ活用事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 前項第四号に掲げる事項が内閣総理大臣が定める基準に適合するものであること。

5 主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、関係する国の行政機関の長に対し意見を求め、又は当該申請に係る国等データ活用事業計画が前項各号のいずれにも適合するかどうかについての書面による調査若しくは実地の調査を行うことができる。

6 主務大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該国等データ活用事業計画に係る国等データ活用事業において用いられるデータに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報が含まれるときは、個人情報保護委員会に協議しなければならない。

国等データ活用事業

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正)

(国等データ活用事業計画の変更等)

第二十八条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る国等データ活用事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の認定を受けた国等データ活用事業計画（前項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この条及び第三十四条において「認定国等データ活用事業計画」という。）に係る国等データ活用事業（以下「認定国等データ活用事業」という。）を行う者（以下「認定国等データ活用事業者」という。）が認定国等データ活用事業計画に従って国等データ活用事業を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定国等データ活用事業計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定国等データ活用事業者に対して、当該認定国等データ活用事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定について準用する。

国等データ活用事業

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正)

(国の行政機関等に対するデータの提供の求め)

第二十九条 認定国等データ活用事業者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、認定国等データ活用事業を実施するために必要なデータであつて国の行政機関等の保有するものの提供を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係るデータを自ら保有する場合において、当該求めについて次の各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを当該求めをした認定国等データ活用事業者に提供するものとする。

一 当該データが、認定国等データ活用事業の効果的かつ効率的な実施に不可欠なものであること。

二 当該データの提供が、他の法令に違反し、又は違反するおそれがあるものでないこと。

三 当該データを提供することにより、公益を害し、又はその所掌事務若しくは事業の遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

3 前項に規定する主務大臣は、当該求めに係るデータを自ら保有する場合において、当該求めについて同項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を当該求めをした認定国等データ活用事業者に通知するものとする。

4 第二項に規定する主務大臣は、当該求めに係るデータを次の各号に掲げる者が保有する場合において、当該求めについて同項第一号に掲げる事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該各号に定める者に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を当該求めをした認定国等データ活用事業者に通知するものとする。

一 当該主務大臣の所管する公共機関等（第三条第三号ロに掲げるもののうち、同条第二号チに掲げるものであるものを除いたものをいう。以下この条及び次条において同じ。） 当該公共機関等

二 他の国の行政機関 当該国の行政機関の長

三 他の国の行政機関の長の所管する公共機関等 当該国の行政機関の長

5 第二項に規定する主務大臣は、当該求めに係るデータを前項各号に掲げる者が保有する場合において、当該求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該各号に定める者に対して当該データの提供を要請しない旨及びその理由を当該求めをした認定国等データ活用事業者に通知するものとする。

国等データ活用事業

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正)

(国の行政機関等に対するデータの提供の求め)

第二十九条 6 第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定による要請を受けた国の行政機関の長は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを当該求めをした認定国等データ活用事業者に提供するとともに、主務大臣にその旨を通知するものとする。

7 前項に規定する国の行政機関の長は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を主務大臣に通知するものとする。

8 第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定による要請を受けた国の行政機関の長は、当該要請に係る求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを保有するその所管する公共機関等に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を主務大臣に通知するものとする。

9 前項に規定する国の行政機関の長は、当該要請に係る求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当しないと認めるときは、遅滞なく、前項に規定する公共機関等に対して当該データの提供を要請しない旨及びその理由を主務大臣に通知するものとする。

10 第四項（第一号に係る部分に限る。）又は第八項の規定による要請を受けた公共機関等は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを当該求めをした認定国等データ活用事業者に提供するとともに、当該要請を行った主務大臣又は国の行政機関の長にその旨を通知するものとする。

11 前項の規定による通知を受けた国の行政機関の長は、その旨を主務大臣に通知するものとする。

12 第十項に規定する公共機関等は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を当該要請を行った主務大臣又は国の行政機関の長に通知するものとする。

13 前項の規定による通知を受けた国の行政機関の長は、その旨を主務大臣に通知するものとする。

14 第七項から第九項まで及び前二項の規定による通知を受けた主務大臣は、遅滞なく、その通知の内容を当該通知に係る第一項の規定による求めをした認定国等データ活用事業者に通知するものとする。

15 国の行政機関等は、第一項の規定による求め又は第四項若しくは第八項の規定による要請を受けたときは、積極的なデータの提供に努めなければならない。

国等データ活用事業

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正）

（手数料）

第三十条 前条第二項又は第六項の規定によりデータの提供を受ける認定国等データ活用事業者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

2 前条第二項の規定によりデータの提供を行う主務大臣又は同条第六項の規定によりデータの提供を行う国の行政機関の長は、当該データを一定の開示の実施の方法により一般の利用に供することが適当であると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

3 前条第十項の規定によりデータの提供を受ける認定国等データ活用事業者は、当該公共機関等の定めるところにより、当該提供に係る手数料を当該公共機関等に納めなければならない。

4 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、当該公共機関等が定める。

5 前条第十項の規定によりデータの提供を行う公共機関等は、当該データを一定の開示の実施の方法により一般の利用に供することが適当であると認めるときは、当該公共機関等の定めるところにより、第三項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（地方公共団体等に対する協力の求め等）

第三十一条 認定国等データ活用事業者は、認定国等データ活用事業の実施に関し必要があると認めるときは、地方公共団体等の長（地方公共団体等（第三条第二号ハ及びホに掲げるものをいう。以下この項において同じ。）の長（当該地方公共団体等が合議制の機関である場合にあっては、当該地方公共団体等）をいう。次項において同じ。）に対し、当該地方公共団体等の保有するデータの提供その他の必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた地方公共団体等の長は、当該求めに係るデータの提供を行うために必要があると認めるときは、情報処理推進機構に対し、技術的助言、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

（主務大臣による援助）

第三十二条 主務大臣は、認定国等データ活用事業の円滑かつ確実な実施を図るため、認定国等データ活用事業者に対し、必要な指導、助言、あっせんその他の援助を行うものとする。

（情報処理推進機構等の行う業務等）

第三十三条 情報処理推進機構は、認定国等データ活用事業者の依頼に応じて、その国等データ活用事業の実施に当たってのデータの安全管理に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

2 主務大臣は、第二十七条第五項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）の調査を、情報処理推進機構その他データの安全管理に関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該調査を確実に実施することができるものとして政令で定める法人（次項及び第四項において「情報処理推進機構等」という。）に行わせることができる。

3 主務大臣は、認定国等データ活用事業者においてデータの安全の確保に係る重大な事態が生じた場合において、必要があると認めるときは、情報処理推進機構等に、その原因究明のための調査を行わせることができる。

4 情報処理推進機構等は、前二項の調査を行ったときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、当該調査の結果を主務大臣に通知しなければならない。

5 第二項又は第三項の規定により調査の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

6 第二項又は第三項の規定により調査の委託を受けた法人の役員又は職員であって当該委託に係る調査に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（報告の徴収）

第三十四条 主務大臣は、認定国等データ活用事業者に対し、認定国等データ活用事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

研究活動への影響

- 行政機関保有データを用いた（大規模な）研究を行いたい場合に、事業計画の認定を受けて研究を行うことはあり得ないではない
 - ただし、単に行政機関等が保有する保有個人情報を用いて研究したいだけであれば、目的内外部提供や、行政機関等の研究例外による方が話は早い
- 事業計画認定のキモは、行政機関保有データの提供を含むのであれば、民・民の提供も含むことができるということ
 - 用いたいのであれば選択肢に入る